

## 平成23年度定期監査結果に基づき講じた措置

(個表)

### 個表1

政策部	1
総務部	21
防災危機管理部	38
生活・文化部	48
健康福祉部	67
環境森林部	102

### 個表2

農水商工部	125
県土整備部	204
出納局	235
企業庁	240
病院事業庁	252
議会事務局	264

### 個表3

監査委員事務局	268
人事委員会事務局	269
教育委員会	270
海区漁業調整委員会（内水面漁場管理委員会）事務局	313
警察本部	314

<p><b>監査の結果</b></p> <p>1 事業の執行に関する意見 (事務局職員の専門性の向上)</p> <p>(1) 地方分権の進展等に伴い、県が処理すべき事務は今後さらに高度化・多様化すると考えられ、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づく健全化判断比率等の審査など、財務報告の信頼性の確保の観点も重要となっており、監査委員事務局においてもチェック機関としてのよりの確な業務の執行が求められている。</p> <p>今後、監査委員による監査体制の強化を図る上で、監査委員事務局職員の能力は重要な要素であり、事務局職員の資質向上の観点から、専門性を高めるための研修を充実していくとともに、個々の職員が習得した知識を組織全体で共有する仕組みの構築など、職員の専門性向上の推進に一層努められたい。</p> <p style="text-align: right;">(監査委員事務局)</p>
<p><b>講じた措置</b></p> <p><b>平成 23 年度</b></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>監査業務の一部を公認会計士に委託し、財政的援助団体の予備監査などに事務局書記が同行することで、会計監査に係る職業的専門家の着眼点を習得するとともに、公認会計士が表明した意見を事務局全体で共有しました。</p> <p>とりわけ、本年度は公認会計士と職員とで、企業会計や県の監査制度などについて意見交換会を実施し、専門知識や監査技術の向上に努めました。</p> <p>また、従来から、日本経営協会主催の専門研修に職員が計画的に参加するなど、専門性の向上に努めるとともに、復命書を全員供覧することで事務局内での共有化を図りました。</p> <p>そのほか、一人一課題研究として、個々の職員が、事務局業務遂行に有益なテーマを選定し、テーマに沿った外部研修の受講や情報収集等により課題研究を行いました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>公認会計士に監査業務の一部を委託したことにより、専門性の向上、監査の質的向上等の体制強化や業務の効率化が図られました。</p> <p>また、公認会計士と職員との意見交換を通じて、専門知識の習得と自己研鑽に向けて動機づけを図ることができました。</p> <p>職員間で知識・情報の共有化がなされたことにより、職員の専門的知識や監査業務における新たな視点等の向上が図られました。</p>
<p><b>平成 24 年度以降 (取組予定等)</b></p> <p>事務局職員が経験や能力に合わせて専門的知識の向上等を図るため、局内職員間の情報の共有化に引き続き努めるとともに、平成 24 年度も予備監査等業務の一部を公認会計士に委託することにより、監査の質的向上に努めていきます。</p> <p>また、公認会計士との意見交換会などの方法を通じて監査技術の向上などを図っていきます。</p>

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(1) 財産管理等の状況</p> <p>財産管理について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ア 財産管理状況</p> <p>(1) 物品標示票が貼付されていない備品があった。</p> <p>(2) 廃棄済みの備品が台帳から削除されていなかった。</p> <p style="text-align: right;">(人事委員会事務局)</p>
<p>講じた措置</p> <p><b>平成 23 年度</b></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>ア 財産管理状況</p> <p>(1) 当該備品に物品標示票の貼付を行いました。</p> <p>(2) 当該備品を台帳から削除しました。</p> <p>また、台帳とは別に、備品の保管場所及び物品標示票の貼付位置を示した備品管理一覧表を作成し、財産管理を行いやすくしました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>上記の取組により、適正に管理されていることが確認できました。</p>
<p><b>平成 24 年度以降（取組予定等）</b></p> <p>引き続き、財産管理状況について、定期的に確認・整理を行い、適正な事務処理を行うよう努めます。</p>

<p><b>監査の結果</b></p> <p>1 事業の執行に関する意見 (個人情報等の流失防止)</p> <p>(1) 県立学校においては教務手帳や答案用紙等の紛失、公立小中学校においてはパソコンの盗難等による、個人情報等の流失があった。 個人情報の管理について、すべての教職員に周知徹底を図り、自覚を促して、再発防止に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">(経営企画分野、学校教育分野)</p>
<p><b>講じた措置</b></p>
<p><b>平成 23 年度</b></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>平成 23 年 8 月 9 日の県立学校教頭会研修会において、教育総務室及び生活・文化部情報公開室から個人情報の適正な管理等について説明を行い、各県立学校において教職員への周知徹底を依頼しました。</p> <p>教育委員会では、いずれの事案も教職員の個人情報管理の重要性に関する認識の甘さ、管理の不徹底が原因であると考え、教育委員会事務局関係室職員(5名)と県立学校長(5名)からなるワーキンググループを立ち上げ、緊急に対応策の協議を重ねました。この協議をもとに高校教育室で、再発防止に向けた具体的な改善策を次のとおり取りまとめ、これらを周知徹底するよう、8月31日に県立学校に通知しました。</p> <p>(1) 意識向上に向けた取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人情報を含む書類の管理に関する各学校のルールを明文化し、年度始めの職員会議等で全教職員に周知徹底する。(23年度は、ルールが定まり次第、周知)</li> <li>・各学校のルールに基づいて「セルフチェックシート」を作成する。</li> <li>・毎年度4月を「個人情報適正管理の強化月間」に定め、教職員の意識向上に向けた取組と管理体制の徹底を図る。(23年度は9月に実施)</li> <li>・4月当初に「セルフチェックシート」を管理職に提出する機会を設けることで、セルフチェックの習慣化を図る。(23年度は9月に実施)</li> </ul> <p>(2) 個人情報の管理体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・校長は、各学校における個人情報管理に関する状況の確認、改善と、教職員の意識向上に向けた取組を年間計画に位置付けるなどして推進する。</li> <li>・職員室等の部屋ごとに「個人情報管理責任者」を定め、各部屋の教職員及びグループ全体の個人情報保護の状況確認を担当する。</li> <li>・年度の始めに、各教職員の机等が施錠できることを、個人情報管理責任者が確認する。また、非常勤職員の個人情報保管場所の確保も確認する。(23年度は9月に実施)</li> <li>・各県立学校の取組の状況については、高校教育室、特別支援教育室が定期的に調査する。</li> </ul> <p>各県立学校の取組状況について、高校教育室が23年11月17日から12月12日の間に調査したところ、県立学校70校のうち、10校で、上記の取組の一部が未実施でしたが、すべての学校で今年度中に対策を講じるように指導しました。また、24年1月26日開催の県立学校長会議において、県立学校全体の対策の状況を報告するとともに、24年度当初の取組の推進を依頼しました。</p> <p>平成24年3月7日に、県立高等学校において、再び答案用紙が紛失する事案が判明しました。施錠等、上記の通知による取組はすべて実施していたにもかかわらず、他の教員の私物も紛失していることから、盗難の可能性が非常に高いと判断し、ただちに警察に盗難届を提出するとともに、現場検証等を受けました。3月8日にはすべての県立学校に対して、このような事案のあったことを警告するとともに、個人情報管理の徹底について依頼しました。</p> <p>県内各市町等教育委員会については、第2回及び第3回市町等教育長会議において、県教育長より県内各市町等教育委員会の所管する各幼稚園、小学校、中学校における個人情報の管理について周知徹底を図るよう要請するとともに、県教育委員会から市町等教育委員会に対して、所管の学校における個人情報の適正管理について、周知徹底が図られるよう下記の文書を通じて依頼しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「個人情報の適正管理について(依頼)」 平成 23 年 9 月 23 日付 別紙「個人情報の適正管理について」</li> </ul>

(内容)個人情報の管理に係る幼稚園、小学校、中学校の課題例  
問題解決のための具体の取組(教職員の意識向上、個人情報管理体制の整備)  
別添「教務手帳等の個人情報記載文書の適正管理について(通知)」写  
「教務手帳等の個人情報管理に関する改善策」写  
「個人情報を含む文書類の管理に関する規定」写

## 2 取組の成果

県立学校においては、個人情報記載文書等の盗難に係る事例をもとに、個人情報流出防止のポイントや学校における取組について話し合いを行うことで、認識が深まりました。新たに講じた改善策は、通知だけにとどまらず、県立学校長会議や教頭会議、指導主事の学校訪問など、機会ある毎に、管理職や教職員に対して、意識向上や管理状況の改善を指導するよう徹底しました。その結果、校長からは、現場の教職員の意識がこれまで以上に高まっているとの報告を受けています。

市町等教育委員会が所管する各幼稚園、小学校、中学校については、県教育委員会からの送付文書(「個人情報の管理の徹底について(依頼)」)により、個人情報の適正管理に関して教職員に対して再度の注意喚起が図られました。また、教務手帳等の個人情報記載文書の適正管理についても、個人情報管理体制の整備や改善策に係る具体的な課題やその対策例を示し、日常的な取組について適切な対応を図るよう、教職員に対して周知されました。

### 平成 24 年度以降(取組予定等)

今後においても、個人情報の適正な取扱いについての研修を必要に応じて実施していきます。また、県立学校では毎年4月を「個人情報適正管理の強化月間」と定め、異動してきた職員も含めた新しい職員集団で、個人情報の適正管理について、意識を高めるとともに管理体制の整備を確認します。

全体指導主事等会議や指導主事等連絡協議会等の機会において、市町等教育委員会を通じて個人情報の適正管理について、県内すべての幼稚園、小学校、中学校の教職員に対し周知徹底を図ります。また、教務担当者会議等を通じて、個人情報の適正管理に係る課題の情報把握を行い、具体的な対策や日常的な取組例などについての情報提供を行います。

<p><b>監査の結果</b></p> <p>1 事業の執行に関する意見 (教職員服務規律の徹底)</p> <p>(2) 県立学校及び公立小中学校における平成 22 年度の懲戒処分については、前年度から 1 人増加し 12 人が処分されており、その内、酒気帯び運転等により 3 人が懲戒免職処分となっている。これらの事案は教育に対する県民の信頼を著しく損なうものであることから、教職員に対し法令及び服務規律の遵守の徹底を図るとともに、自覚を促し、再発防止に一層厳正に取り組まれない。</p> <p style="text-align: right;">(教育支援分野)</p>
<p><b>講じた措置</b></p> <p><b>平成 23 年度</b></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 教職員の綱紀粛正及び服務規律の確保について通知し(7月、11月)、各校の研修会や職員会議等において全職員へ周知し、その徹底を図ることを依頼しました。</p> <p>(2) 懲戒処分を行った際に、その概要を県立学校長及び市町等教育委員会へ送付して、事案内容を周知し、教育公務員の使命と職責について再度確認する機会としました。</p> <p>(3) 県立学校長会議や市町等教育長会議等において、事例をもとに、教職員の綱紀粛正及び服務規律の確保についてあらためて周知徹底を図ることを依頼しました。</p> <p>(4) 初任者研修(4月)、常勤講師研修会(5月、6月)、教職経験 10 年研修(5月)、教職経験 5 年研修(8月)の各研修において、服務規律の確保について講義をしました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 通知や事例紹介をもとに全職員で話し合う機会を持つことによって、服務規律の確保についての周知徹底と教育公務員としての意識向上につながっていると考えています。</p> <p>(2) 初任者等の研修会において、県教育委員会職員が講義することにより、服務規律の確保についての意識向上につながっていると考えています。</p> <p>(3) 一定の教職経験者(5年、10年)の研修において、規律違反の具体的事例などを取り上げて講義することにより、服務規律の確保についての周知徹底と教育公務員としての意識向上につながっていると考えています。</p>
<p><b>平成 24 年度以降(取組予定等)</b></p> <p>本年度の取組内容を継続して実施し、綱紀粛正及び服務規律の確保について粘り強く取り組むことで規律違反の再発防止に努め、教育に対する県民の信頼を確保します。</p>

<p><b>監査の結果</b></p> <p>1 事業の執行に関する意見 (障がい者雇用の推進)</p> <p>(3) 平成 22 年 6 月 1 日現在の障がい者雇用率は 1.84%と、前年度に比べて、0.14 ポイント向上し、全国平均 1.77%を上回っている。</p> <p>しかし、「障害者の雇用の促進等に関する法律」では、都道府県に置かれる教育委員会にあっては、2.0%以上の身体障がい者又は知的障がい者等の雇用が義務付けられているものの依然として法定雇用率 2.0%が達成されていないので、一層積極的な雇用に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">(教育支援分野)</p>
<p><b>講じた措置</b></p> <p><b>平成 23 年度</b></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 平成 23 年 4 月採用・人事異動について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 教員採用選考試験において、障がい者を対象とした特別選考を実施（平成 12 年度実施試験から）しました（障がいのある教員の採用：3 人相当）。</li> <li>・ 小中学校事務職員の採用において、身体障がい者を対象とした採用試験を実施（平成 19 年度実施試験から）しました（障がいのある小中学校事務職員の採用：2 人相当）。</li> <li>・ 県事務職員（事務局、県立学校）については、全庁的な職員採用試験により、障がい者の採用が決定されていることから、全庁的な人事配置・異動の中で、教育委員会事務局の事務職員及び県立学校の事務職員の配置を総務部と協議しました。（事務職員の異動：2 人相当の増(10 増、8 減)）。</li> </ul> <p>(2) 障がいのある教職員の状況調査（毎年度 6 月 1 月現在の状況）において、教職員個人全員に調査票を配布し、本人同意のうえ、障がいの状況を申告する方法により、より確実に状況を把握・確認しました。（この方法は平成 19 年度から継続的に行っています。）</p> <p>(3) 教育職員免許状を有する障がい者が極めて少ない状況であることから、教員養成段階で教育職員免許状所有者の拡大を図ることが重要です。このことから、教育職員免許状を取得できる県内・県外の大学に対して、障がいを有する学生の教育職員免許取得の促進を働きかけていきました。</p> <p>→ 毎年度継続して、関係大学を訪問（平成 23 年度は 34 校に働きかけを実施）</p> <p>2 取組の成果</p> <p>平成 23 年 6 月 1 日現在の障がい者雇用率は、障がい者の雇用人数は増加（H22:176 人相当→H23：193 人相当）しているものの、制度改正（除外率の変更及び短時間労働職員の追加）の影響で 1.74%（前年比△0.10 ポイント、全国平均は 1.75%）という状況となっています。</p>
<p><b>平成 24 年度以降（取組予定等）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 引き続き、教員採用試験については、障がい者を対象とした特別選考を実施し、障がいのある教職員の採用を行っていきます。また、小中学校事務職員についても、障がい者を対象とした特別選考を実施し、障がいのある教職員の採用を行っていきます。</li> <li>・ 障がい者を対象とした特別選考は、例年受験者数が少ないことから、三重労働局の支援を得ながら、受験者の確保を図っていきます。</li> <li>・ 事務局及び県立学校事務職員は、全庁的な人事配置の一環で行われていますが、今後も障がいのある職員の採用・配置を総務部へ働きかけていきます。</li> <li>・ 引き続き、教育職員免許状を取得できる県内・県外の大学に対して、障がいを有する学生の教育職員免許取得の促進を働きかけていきます。</li> <li>・ 障がいのある人が、障がいの状況に応じて働くことができる職場づくりをめざし、事務局及び県立学校において業務補助職員及び非常勤職員をモデル的に任用します。</li> </ul> <p style="text-align: center;">(平成 24 年 4 月 1 日採用予定 業務補助職員 9 人相当)</p>

<p><b>監査の結果</b></p> <p>1 事業の執行に関する意見  (登下校時における児童生徒の安全確保)  (4) 不審者情報は、毎年度 300 件台で推移していたが、平成 22 年度の不審者情報件数が 498 件と 21 年度 342 件に比べて 156 件、45.6%の増となっている。  登下校時における児童生徒の安全確保の点から、学校、市町や学校安全ボランティア（スクールガード）等の関係機関とより一層情報共有に努め、協力連携を図りながら、児童生徒の安全確保の向上に取り組まれない。</p> <p style="text-align: right;">(学校教育分野)</p>
<p><b>講じた措置</b></p> <p><b>平成 23 年度</b></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 「子ども安全・安心サポート緊急雇用創出事業」を活用し、登下校時の児童生徒の安全を確保するために、県内の県立学校及び市町へ登下校安全指導員を 69 人配置しました。  (県立高等学校 16 校 29 人 市町等教育委員会 23 市町 36 人 事務局 4 人)</p> <p>(2) 「防犯教育実践事業」において、高校生の防犯意識を高め、危険予測・回避能力を培うための実践的な防犯教育の取組に対して支援を行うとともに、教職員等研修を通して、防犯教育の推進を行いました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生徒の防犯に関する危険予測・回避能力を高めるためのワークショップ  (県立高等学校 4 校)</li> <li>・生徒や教職員、保護者等の防犯意識を高めるための講演会等の開催  (県立高等学校 1 校)</li> </ul> <p>(3) 学校における防犯訓練等の推進や児童生徒に危険予測・回避能力を育成するための防犯教室の充実等を目的とし、教職員を対象に「防犯教育講習会」を実施しました。</p> <p>(4) これまで「スクールガード推進事業」（平成 22 年度末終了）において、地域ぐるみで子どもたちを見守ることができるよう、PTA等を主体としたスクールガード組織の立上げや取組の充実・活性化のための支援を行ってきました。本年度も県独自の「学校安全取組状況調査」を踏まえ、組織の立上げや活性化について市町等教育委員会に助言等をするなど支援を行ってきました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・腕章・スクールガードの手引き配付</li> <li>・スクールガード実践講習会等の開催</li> </ul> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 平成 23 年 7 月末現在、小学校のスクールガードの組織率 99.5% (390 校中 388 校)、中学校のスクールガードの組織率 76.8% (164 校中 126 校) となりました。</p> <p>(2) 登下校安全指導員の配置によって、各地域において活動するスクールガードと連携しながら、子どもたちの登下校時の見守り活動が充実し、地域で児童生徒の安全を確保していこうとする気運の醸成につなげることができました。</p>
<p><b>平成 24 年度以降（取組予定等）</b></p> <p>(1) 県内の各学校で、PTA等を主体とするスクールガード組織が継続・活性化し、また、中学生等を含めた地域（中学校区）における子どもたちの登下校時の安全を見守る体制の整備が進むよう市町等教育委員会と連携しながら情報提供を行うなどの働きかけを行います。</p> <p>(2) 高校生の防犯意識を高め、危険予測・回避能力を培うための実践的な防犯教育の取組に対して支援を行うとともに、教職員研修や、生徒や教職員・保護者等を対象とした講演会等の開催を通して、防犯教育の推進を図ります。</p>



<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (特別支援学校の教育環境整備等の推進)</p> <p>(5) 特別支援学校においては、児童生徒の増加に伴う教室不足等の課題が発生している。 このため、平成 22 年 11 月に策定された「県立特別支援学校整備第二次実施計画」(23 年度～26 年度)の早期実施の検討を行うなど、児童生徒の教育環境の向上を図るとともに特別支援教育の充実に、なお一層取り組まれない。</p> <p style="text-align: right;">(学校教育分野)</p>
<p>講じた措置</p>
<p><b>平成 23 年度</b></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 桑名、員弁地域における特別支援学校の平成 24 年 4 月開校に向けて、旧桑名高等学校衛生看護分校の施設改修及び設備・備品等の整備を進めるとともに、校名選定や教育課程等の整備に取り組みました。</p> <p>(2) 「県立特別支援学校整備第二次実施計画」に基づき、関係者間の連携を図りながら、特別支援教育体制の一層の充実及び特別支援学校の整備に取り組みました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特別支援学校東紀州くろしお学園本校の小・中学部と高等部について、既存施設を活用した機能統合にかかる検討を進めました。</li> <li>・ 特別支援学校玉城わかば学園における児童生徒増に対応するため、校内に暫定校舎を設置しました。また、中勢、松阪、南勢志摩地域において、知的障がいに対応する新たな特別支援学校の整備について検討しました。</li> <li>・ 杉の子特別支援学校石薬師分校において自校給食を実施するため、給食調理棟及び備品等の整備を進めました。</li> </ul> <p>(3) 知的障がいに対応する稲葉特別支援学校で行っていた訪問教育について、平成 23 年 4 月から肢体不自由に対応する城山特別支援学校において行いました。</p> <p>(4) 通学にスクールバスが必要な児童生徒の安全確保や負担軽減に向け、車両更新や学校間での配置調整など、通学環境の整備について検討しました。</p> <p>(5) 盲学校について、県内唯一の視覚障がいの専門的機関として、今後の方向性について検討しました。聾学校においては、県内唯一の聴覚障がいの専門的機関として、自立につながる高い専門性が発揮できる体制について検討しました。</p> <p>(6) 寄宿舎においては、機能の集約化と施設設備の整備や人的な配置計画等の点から、それぞれの障がい種別や地域ニーズに配慮しつつ総合的に検討しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 平成 23 年 11 月に新たな特別支援学校の校名を「くわな特別支援学校」とすることを公表しました(平成 23 年 12 月県議会による条例案の審議を経て決定)。また、平成 24 年 4 月の開校に向けた施設改修及び備品等の整備のほか、学校に関するリーフレットの製作やホームページの開設、説明会の開催など就学にかかる準備を整えました。</p> <p>(2) 「県立特別支援学校整備第二次実施計画」に基づき、整備を進めた結果、以下のように地域における課題等の解決を図りました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特別支援学校東紀州くろしお学園(本校)の小・中学部と高等部の統合について、東紀州地域が平成 23 年 9 月の台風 12 号による被害を受けたこと等、自然災害への安全性を考慮して、当初計画を中止するとともに、新たな整備候補地の検討を始めました。</li> <li>・ 特別支援学校玉城わかば学園に暫定校舎を設置したことにより、児童生徒増に対応した教育活動の充実を図りました。また、松阪地域における特別支援学校の整備について、行政機関、保護者代表、学校関係者による整備推進協議会を設け、知的障がいに対応する特別支援学校の整備について検討し、基本構想、整備候補地等について協議を進めました。</li> <li>・ 杉の子特別支援学校石薬師分校において、自校給食を実施するための厨房建設、備品等を整備しました。また、本校の給食についても、平成 24 年 4 月から分校で調理を行ったものを配送する方式に変更しました。</li> </ul> <p>(3) 訪問教育については、稲葉特別支援学校から城山特別支援学校に配置を変更したことにより、医療・福祉関係機関との連携を密にし、一人ひとりの特性に応じた教育の充実を図りました。</p> <p>(4) スクールバスの計画的な配備を進め、車両更新による車内環境の向上と学校間での車両の配置調整により、通学環境の向上を図りました。</p> <p>(5) 盲学校では、遠方で通学しにくい児童生徒を支援するため、通級指導の形態での支援ができないかについての協議を進めました。</p> <p>聾学校では、日本語文法に基づくコミュニケーション指導を進め、自立につながる高い専門性</p>

を發揮できる指導体制の整備を進めました。また、両校において、乳幼児期からの早期支援の取組を進め、センター的機能の充実を図りました。

- (6) 寄宿舎の整備については、寄宿舎設置学校、県教育委員会による寄宿舎整備協議会やプロジェクト会議を開催し、通学条件や集団生活による効果を見据えた機能を集約することとし、期間入舎について見直しました。

#### 平成 24 年度以降（取組予定等）

- (1) 「県立特別支援学校整備第二次実施計画」に基づき、関係者間との連携を図りながら、特別支援教育体制の一層の充実及び特別支援学校の整備に取り組みます。
- ・ 特別支援学校東紀州くろしお学園（本校）の小・中学部と高等部の統合について、可能な限り早期の整備について検討を進めます。
  - ・ 知的障がいに対応する松阪地域特別支援学校（仮称）の整備について、引き続き、松阪地域特別支援学校（仮称）整備推進協議会において検討します。
  - ・ その他の地域（くわな特別支援学校、杉の子特別支援学校石薬師分校、稲葉特別支援学校）において、児童生徒数の推移を早期に見極めた対応を検討します。
- (2) 通学にスクールバスが必要な児童生徒の通学時間の短縮や負担軽減に向け、通学環境の整備について引き続き検討を進めます。
- (3) 盲学校においては、視覚障がい教育の専門機関としての機能を發揮させるとともに、社会福祉分野との連携において、教育と福祉との本来的な機能分担等、今後の方向性について検討していきます。聾学校においては、聴覚障がい教育の専門機関としての機能を發揮させるとともに、就労につながる教職員の高い専門性が發揮できるような体制を整えていきます。
- (4) 寄宿舎においては、それぞれの障がい種別や地域ニーズに配慮しつつ、5 舎を 3 舎に統合する計画について総合的に検討を進めていきます。
- (5) 医療と福祉との連携については、今後の関係機関の協議の進展を見極めながら対応を検討します。

<p><b>監査の結果</b></p> <p>1 事業の執行に関する意見 (学力及び体力の向上)</p> <p>(6) 「平成 22 年度全国学力・学習状況調査」での平均正答率が、中学校の数学を除き、全国平均を下回る結果であり、また、「平成 22 年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査」では、体力状況が全国と比較し低い結果となっており、両調査結果ともに平成 21 年度に引き続き全国平均を下回るものとなっている。</p> <p>このため、今回の調査結果を分析し課題等を整理したうえで、市町等教育委員会との連携を強化し、学力と体力の向上のため具体的に取組まれたい。</p> <p>(学校教育分野、社会教育・スポーツ分野)</p>
<p><b>講じた措置</b></p> <p><b>平成 23 年度</b></p> <p>1 実施した取組内容 (学校教育分野)</p> <p>(1) 児童生徒の国語力の向上を図るため、専門的な知識や豊富な経験を有する「学力向上アドバイザー」をモデル地域の学校へ派遣し、教員への指導・助言を行うなど、国語科の指導方法の工夫改善に係る実践的研究を支援しました。また、「生き生き読書リレー」を推進する市町、学校の取組の充実を支援するとともに、成果の普及を図りました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「国語力向上支援事業」事業指定地域:11 市町 モデル校:小中学校 25 校</li> <li>・「生き生き読書リレー推進事業」事業指定地域:16 市町 モデル校:小中学校及び幼稚園 273 校</li> </ul> <p>(2) 児童生徒の算数・数学、理科の学力の向上を図るため、専門的な知識や豊富な経験を有する「学力向上アドバイザー」をモデル地域の学校へ派遣し、教員への指導・助言を行うなど、算数科・数学科、理科の指導方法の工夫改善に係る実践的研究を支援しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「理数教育充実支援事業」事業指定地域:10 市町 モデル校:小中学校 25 校</li> </ul> <p>(3) 「地域別学力向上推進会議」、「学力向上推進会議」を開催し、学力向上にむけた市町の取組の方法や成果等について情報交換を行うとともに、児童生徒の学力の定着と向上に対する取組のあり方について協議を行いました。</p> <p>「地域別学力向上推進会議」(北勢、中勢・伊賀、南勢、東紀州の地域別に各 2 回開催)  <b>【第 1 回】</b>(北勢 参加者:29 名)(中勢・伊賀 参加者:28 名)(南勢 参加者:23 名)  (東紀州 参加者:17 名)  <b>【第 2 回】</b>(北勢 参加者:30 名)(中勢・伊賀 参加者:30 名)(南勢 参加者:25 名)  (東紀州 参加者:20 名)  「学力向上推進会議」2 回開催(平成 23 年 11 月、平成 24 年 3 月)【各回参加者:30 名】</p> <p>(4) 「第 2 回授業力向上セミナー」を開催し、教員一人ひとりの授業力の向上及び学校全体としての組織的、継続的な授業改善の取組の充実を図りました。【参加者:150 名】</p> <p>(5) 「三重県教育研究指定校等合同発表会」を開催し、文部科学省及び県教育委員会が実施している学力の定着や向上等に関する事業の各指定校が、研究の内容、方法、成果等を、県内の各小中学校に示すとともに、相互に情報交換を行いました。【参加者:150 名】</p> <p>(6) 「全国学力・学習状況調査問題を活用するために」(リーフレット)を作成し、全市町等教育委員会及び全小中学校に配付しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・配付時期:平成 23 年 10 月 ・配付部数:4,000 部(30 市町等教育委員会、560 小中学校)</li> </ul> <p>(社会教育・スポーツ分野)</p> <p>(1) 学校体育担当者研究協議会の実施 生涯にわたって運動に親しむ資質や能力の基礎を育てるとともに、健康の保持増進と体力の向上を図ることができるよう、授業等における実践事例の共有や、今後に向けた諸課題についての協議を通して、体育担当者をはじめとした教員の指導力向上を図りました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小学校・・・県内3会場(北・中・南ブロック)で開催【参加者数:330名】</li> <li>・中・高等学校・・・県内1会場で開催【参加者数:172名】</li> </ul> <p>(2) 子どもの体力向上推進研究協議会の実施 新体力テストの適正な実施方法及び結果の有効利用等について周知するとともに、子どもの体力向上に関する効果的な取組について研究協議を行いました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県内6会場(四日市、津、志摩、伊賀、松阪、熊野)で開催【参加者数:274名】</li> </ul> <p>(3) 全国体力・運動能力、運動習慣等調査に基づく子どもの体力向上学校支援事業の実施 子どもの体力の向上を図るため、「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」結果の詳細な分析に</p>

より、研究校における子どもの運動習慣、生活習慣の改善や体力向上等に関する具体的な方策を県内の小中学校へ提供しました。（文部科学省委託事業）

- ・子どもの体力向上支援委員会の設置・運営（県）
- ・地域部会の設置・運営（3市：四日市市、鈴鹿市、津市）
- ・実践研究校（四日市市：2校、鈴鹿市：3校、津市：3校）

(4) 地域スポーツ人材の活用実践支援事業の実施

体育の授業(武道)や運動部活動等の活性化を通じて、児童生徒がスポーツの楽しさ、爽快感、達成感などを体験する機会を豊かにすることにより、生涯にわたりスポーツに親しむ基礎を培うとともに、体力の向上に資することを目的とした外部指導者を中学校へ派遣しました。（文部科学省委託事業）【外部指導者数：104名】

(5) 子どもたちの元気づくり推進事業の実施

県内の5市町をモデル市町として指定し、体力向上に関する取組を進める小中学校に、専門的技能を有する体育活動支援員を配置し、休み時間や放課後等を活用し、子どもたちの運動機会を拡充するとともに、体育の授業のサポートにも活用して、授業の工夫改善を図りました。

- ・モデル市町（5市町）・・・鈴鹿市、鳥羽市、名張市、尾鷲市、御浜町
- ・体育活動支援員・・・・・・10名

## 2 取組の成果

### (学校教育分野)

- (1) 学力の定着・向上支援事業（国語力向上支援事業、理数教育充実支援事業）の指定地域においては、児童生徒の国語、算数・数学及び理科の学力の向上を図るため、学力向上アドバイザーをモデル地域の学校へ派遣し、学校体制づくりや授業改善の方策等について指導・助言を行うなど、学力向上に向けた学校の検証改善サイクル（PDCAサイクル）確立を支援することができました。
- (2) 多くの学校においては、客観的な学力調査を実施し、学校全体の傾向や個人の学習内容の定着状況を把握し、それをもとに「弱み」を克服するための指導が重点的に行われるようになりました。また、保護者に対して、調査結果、指導方法の工夫改善等について、学校日より、懇談会、家庭訪問等、多様な方法で説明が行われるようになりました。
- (3) 市町等教育委員会や学校における学力向上にむけた取組の推進を「地域別学力向上推進会議」や「学力向上推進会議」、「三重県教育研究指定校等合同発表会」等を通じて行い、各学校において児童生徒一人ひとりに応じたきめ細かな授業実践や教員の指導力の向上を目指した取組等が進められるようになりました。
- (4) 「全国学力・学習状況調査」の調査問題や結果の分析、課題の検証をもとにした授業改善に取り組む学校が増えてきました。

### (社会教育・スポーツ分野)

(1) 学校体育担当者研究協議会

文部科学省教科調査官や県外の大学教授を講師として招へいし、新学習指導要領の示す方向性や実技を伴う講義、実践事例の共有を通して、体育・保健体育担当教員の授業における指導力向上を図ることにより、各学校における授業の工夫改善が図られました。

(2) 子ども体力向上推進研究協議会

新体力テストの適切な実施方法及び結果の有効活用等の周知と、体力向上に関する取組についての研究協議を通して、各学校の実態に応じた効果的な体力向上の取組に活かされました。

(3) 全国体力・運動能力、運動習慣等調査に基づく子どもの体力向上学校支援事業

研究校による調査結果を踏まえた体力向上の取組を実践事例及び体力向上プログラムとしてまとめ、県内の小中学校へ提供し、各学校における体力向上の取組に活かされました。

(4) 地域スポーツ人材の活用実践支援事業

地域のスポーツ人材を中学校へ派遣することにより、生徒の運動機会の拡充が図られ、さらに、保健体育の授業や運動部活動の活性化が図られました。

(5) 子どもたちの元気づくり推進事業

学校に体育活動支援員を配置することにより、子どもたちにとって魅力ある授業づくりや、適切な運動量が確保される授業の工夫改善が進められ、子どもたちの運動機会の拡充が図られました。

## 平成 24 年度以降（取組予定等）

### （学校教育分野）

- (1) 「全国学力・学習状況調査」の調査結果の分析に基づき、児童・生徒の学力の定着状況や学習状況等を把握し、その結果をもとに指導方法の工夫・改善を図ることにより、児童生徒の学力の定着・向上が図られるよう市町等教育委員会に改善策について積極的に助言していきます。
- (2) 「地域別学力向上推進会議」や「学力向上推進会議」を開催し、児童生徒の学力の定着と向上を図る県内のすべての市町が、取組の方法や成果等について情報交換を行い、児童生徒の学力の向上についての取組のあり方を協議します。
- (3) 「三重県教育研究指定校等合同発表会」を開催し、文部科学省及び教育委員会が実施している学力の定着や向上等に関する事業の各指定校が、研究のねらい、方法、成果等を、県内の各小中学校に示すとともに、相互に情報交換を行うようにします。

### （社会教育・スポーツ分野）

#### (1) 教員の指導力向上に関する取組

次のとおり、授業に活かせる体力向上プログラムの実践講習や、児童生徒の運動意欲向上等に関する研究協議を充実していきます。

- ・「学校体育担当者研究協議会」小学校は県内全域で3日間、中・高等学校は2日間実施します。
- ・「子どもの体力向上推進研究協議会」県内の6会場で実施します。

#### (2) 効果的な体力向上プログラムの実践

「子どもの体力向上学校支援事業」（平成23年度3市8校）を更に充実させ、効果的なプログラムの活用方法や実践資料を、県内の学校へ提供し、各学校の体力向上に向けた取組を支援していきます。

#### (3) 子どもたちの運動機会の拡充に向けた取組

- ・「子どもたちの元気づくり推進事業」を実施します。  
体力向上に関する取組を進める小中学校に、専門的技能を有する体育活動支援員（10名）を配置し、休み時間や放課後等を活用し、子どもたちの運動機会を拡充するとともに、体育の授業のサポートにも活用して、授業の工夫改善を図ります。
- ・「地域スポーツ人材の活用実践支援事業」を実施します。  
中学校の運動部活動に、地域のスポーツ指導者を外部指導者として派遣し、運動部活動の充実を図ります。

<p><b>監査の結果</b></p> <p>1 事業の執行に関する意見  (いじめ、不登校児童生徒、暴力行為への対策の推進)  (7) 平成 22 年度の暴力行為の件数は 686 件 (21 年度 : 822 件) と前年度より減少しているものの、いじめ認知件数は、340 件 (21 年度 : 260 件)、不登校児童生徒数は、2,562 人 (21 年度 : 2,504 人) となっており、前年度よりも増加している。  今後、生徒指導をリードする教員を養成し、学校の生徒指導体制を充実するとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の効果的な相談指導のための配置に努め、協力連携のうえ、早期発見・早期対応の取組をより一層推進されたい。  (学校教育分野)</p>
<p><b>講じた措置</b></p>
<p><b>平成 23 年度</b></p> <p>1 実施した取組内容  (1) 暴力行為が頻繁に発生している学校に対しては、早期にスクールソーシャルワーカーや生徒指導特別指導員による支援を行うとともに、学校配置のスクールカウンセラーと連携して児童生徒等への直接支援を行いました。  (2) 公立の全小・中・高等学校・特別支援学校を対象として、ネット上の問題のある書き込みなどの現状把握や、ケータイ・ネットに依存する児童生徒の課題分析などを進めました。また、保護者等による「ネット啓発チーム」を養成して、ネット依存についての理解を深め、子どもを見守る体制を構築しました。  (3) いじめ・暴力行為等の問題行動への対応を充実させるため、生徒指導リーダー教員養成講座(小・中・高ともに年間 2 回)を開催しました。  (4) 不登校の未然防止を推進するため学級満足度調査を実施し、モデル中学校におけるすぐれた取組を広く県内の学校や教育委員会等に周知しました。  (5) 教育支援センターの指導員等の資質向上を行うため、教育支援センター指導員実践交流会を年間 5 回開催しました。  (6) 教育相談体制の充実のため、平成 23 年度は、スクールカウンセラーを 266 校(小 76 校・中 159 校・県立 31 校)に、ハートフル相談員を小学校 39 校に配置するとともに、小学校及び中学校教育相談担当者等を対象とした講習会を開催しました(小・中とも年間 1 回)。  (7) 学校だけでは対応が困難な事例に対して、生徒指導特別指導員やスクールソーシャルワーカー等、専門的な知識や経験のある人材で構成された「学校問題解決サポートチーム」を派遣するなど、問題行動に対して適切に対応しました。また、法的な解釈が必要な事案については、弁護士と連携するなどの対応を行いました。</p> <p>2 取組の成果  (1) いじめ・暴力行為等の問題行動の事例が多様化・複雑化してきている中、学校だけでは対応が困難な事例に対しては、生徒指導特別指導員やスクールソーシャルワーカー等、専門的な知識や経験のある人材を派遣して支援を行うことで、再発防止や未然防止に効果が見られました。  (2) 「ネット啓発チーム」による保護者への啓発活動等を展開することで、各学校・地域における子どもの見守り体制を構築するとともに、家庭の役割の重要性、保護者の関わりの大切さを見つめ直す声が寄せられています。  (3) 研修会を通じて、個々の教職員の意識を深めるとともに、暴力行為やいじめ等の問題行動への対応に関するスキルアップ、関係機関との適切な連携を図ることができました。  (4) 児童生徒へカウンセリング、教職員や保護者への助言・援助、教育相談体制の充実、緊急の事案への対応など、スクールカウンセラーの活動が学校において定着し、いじめなどの問題行動や不登校への対応で成果を上げ、利用者である児童生徒、保護者、教職員から高く評価されています。  (5) 不登校の未然防止については、調査校間のネットワークが構築されるとともに、専門家との協働が行われることにより、安心して学べる学級づくり、学校づくりの具体的な取組とその理論的背景について一定の整理をすることができました。</p>

### 平成 24 年度以降（取組予定等）

いじめ・暴力行為・不登校等の未然防止、早期発見・早期対応に係る教育実践をさらに充実させるために以下の取組を中心に行います。

- (1) 事案の多様化・複雑化に対応するため、生徒指導特別指導員、スクールソーシャルワーカー、教育支援センター指導員等の更なる資質向上に努めるとともに、校種間や関係機関との連携を進めていきます。
- (2) 学校だけでは対応が困難な事例に対して、生徒指導特別指導員やスクールソーシャルワーカー等、専門的な知識や経験のある人材で構成された「学校問題解決サポートチーム」を派遣するなど、問題行動に対して適切に対応していきます。
- (3) いじめなどの問題行動や不登校に複雑化・多様化したケースが多くなってきていることから、教育現場の状況に即したカウンセリングのあり方について研修会を実施し、スクールカウンセラーの資質向上を図っていきます。  
また、より効果的なスクールカウンセラーの活用を図るため、今までの配置方法に加え、中学校区 15 校をモデル地区とし、小中学校を一体に支援できる配置も行っていきます。
- (4) 変容を続けるケータイ・ネットに関わる児童生徒の問題点等の現状を整理するとともに、「ネット啓発チーム」の活動をより充実させ、引き続き、学校・家庭・地域が協働して子どもを見守る体制の構築を図ります。
- (5) 学校における様々な問題を未然に防止するため、適切な初期対応ができる力量を高めることを狙いとした研修講座を開催し、学校組織としての対応力の向上を図ることにより、学校と保護者、地域等との協働を促進し、よりよい学校づくりを目指します。

<p><b>監査の結果</b></p> <p>1 事業の執行に関する意見 (子どもの読書活動の推進)</p> <p>(8) 平成 21 年度に「第二次三重県子ども読書活動推進計画」を策定し、家庭や地域、学校等と協力し、子どもの読書活動を推進している。</p> <p>22 年度において「家庭または図書館で普段(月～金)全く読書をしない県内児童生徒の割合」が、小学生では 22.0%、中学生では 37.3%であり、調査を始めた 19 年度以来、この状況が続いている。</p> <p>こうした実態を踏まえ、現状の把握と分析を行い、県立図書館や市町等関係機関とも連携して、子どもの読書活動の推進に取り組まれたい。</p> <p style="text-align: right;">(社会教育・スポーツ分野)</p>
<p><b>講じた措置</b></p>
<p><b>平成 23 年度</b></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 三重県子ども読書活動推進会議や読書活動推進庁内会議を開催し、推進計画の進捗状況や事業内容、広報用資料作成について検討しました。</p> <p>(2) 保護者の理解を促進するため、読書活動推進講演会や子どもの読書を考える集いを開催したほか、読書リーフレットを作成し、県内の中学 1 年生全員に配布しました。また、三重県 P T A 連合会及び三重県学校図書館協議会と連携し、「家庭における子どもの読書活動推進事業」及び「学校と地域における子どもの読書活動推進事業」を実施しました。</p> <p>(3) 県立図書館や市町等教育委員会と連携して、学校関係者や読書ボランティア向けに読み聞かせなどの技術習得を目的とした読書活動推進セミナーを開催しました。</p> <p>(4) 学校図書館の環境の整備推進のため、県内 4 市 3 町に学校図書館環境整備推進員 20 名を配置しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 推進会議や庁内会議において、関係機関の意見交換、活動内容等の情報共有を行うことで、推進計画の進捗状況や課題を把握し、読書活動推進を計画的に進めました。</p> <p>(2) 読書活動推進講演会や読書を考える集い、関係団体と連携した取組を行うことで、読書の大切さについて、保護者の関心を高めました。</p> <p>(3) 読書活動推進セミナーを行うことで、学校関係者や図書館職員・読書ボランティアが、読み聞かせやブックトーク等の指導方法の理解が進みました。</p> <p>(4) 学校図書館環境整備推進員の配置により、学校図書館の読書環境整備が進み、児童・生徒の図書館利用が進みました。</p>
<p><b>平成 24 年度以降(取組予定等)</b></p> <p>(1) 三重県子ども読書活動推進会議や読書活動推進庁内会議において、推進計画の進捗管理を行います。</p> <p>(2) 子どもにとっての読書活動の大切さを保護者等に再認識してもらうため、読書活動推進講演会や読書を考える集いを開催します。</p> <p>(3) 推進計画の趣旨の浸透、取組の強化を働きかけるための、市町等教育委員会や図書館との連絡会議、研修会を年 2 回開催します。また、市町の状況に応じた「子ども読書活動推進計画」の策定と改訂について、働きかけを行います。</p> <p>(4) 緊急雇用創出事業を活用し、学校図書館環境整備推進員 20 名を配置して学校図書館の環境の整備に取り組みます。</p>



<p><b>監査の結果</b></p> <p>1 事業の執行に関する意見 (研修機会の確保と充実)</p> <p>(9) 研修を通して教職員の資質向上を図るため、教職員一人あたりの研修参加回数を目標として掲げており、平成 22 年度目標 2.70 回に対し実績 2.51 回 (21 年度目標 2.65 回に対し実績 2.52 回) であり、実績は目標及び前年度よりも下回っている状況である。また、教職員が学校現場を離れての研修が年々困難になってきていることから、ネットDE研修 (e-ラーニングによる研修) や長期休業期間中の研修講座の充実を図っているところである。</p> <p>全教職員に研修機会を確保し、教職員全体の資質向上を図ることが重要であることから、より研修に参加しやすい地域分散型研修の充実等による環境整備と教育課題対応研修等の研修内容の拡充等により、研修機会の確保と研修内容の充実、研修受講意欲の向上を図るとともに、効果的な研修支援体制を推進されたい。</p> <p style="text-align: right;">(研修分野)</p>
<p><b>講じた措置</b></p>
<p><b>平成 23 年度</b></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>校長等との対話を通じて個々の教職員が身につけるべき資質を明らかにしつつ、それに対応して一人ひとりの教職員が主体的・計画的に資質能力の向上を図るよう、以下のとおり研修機会の確保と研修内容の充実、研修受講意欲の向上に向けて効果的な研修支援体制づくりに努めました。</p> <p>(1) 研修講座案内の作成と教職員への周知 教職員が自らの資質の向上に必要な研修講座を適切に選択できるよう研修講座一覧(前期・後期)をはじめとする研修講座案内を作成し、総合教育センターの Web ページに掲載するとともに、各学校に配布し活用を促しました。また、総合教育センター内の掲示板等に「お勧め講座」として各種研修講座案内を掲示し、来訪者への PR に努めました。</p> <p>(2) 喫緊の教育課題に関する研修の充実 社会の変化に対応するよう、特別支援教育、外国人児童生徒教育、キャリア教育について、「喫緊教育課題対応研修」として研修体系の見直しを図るとともに、研修内容の充実にも努めました。(H23 年度 14 講座)</p> <p>(3) e-ラーニングシステムを活用したネットDE研修の活用 メール通信での PR を行ったり、メール送信時の署名欄に PR を添えたりするなど周知に努めています。さらに、新たな講座の充実とともに、状況の変化により内容が古くなった講座については常に教職員のニーズにあった内容になるようリニューアルを図っています。また、教職員が受講しやすくなるようシステム環境の整備を進めています。なお、平成 23 年度で、208 講座が受講できるようになっています。</p> <p>(4) 集合研修を長期休業中に集中化することによる研修機会の確保 教職員が学校を離れて研修に出ることが難しくなっている現状を踏まえ、長期休業中への研修の集中を実施しました。(H21 年度 56.3% H22 年度 60.6% H23 年度 59.9%)</p> <p>(5) 地域分散型研修の充実による研修機会の確保 地域分散型研修を充実させることで、津市から離れた地域の教職員の研修機会の確保に努めました。とくに、市町等の教育委員会や教育研究所等との連携で実施するブロック別研修について、各地域の課題に応じた研修を実施するとともに、喫緊の教育課題に対応する研修の充実を図りました。(H21 年度 150 講座 H22 年度 137 講座 H23 年度 146 講座)</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) e-ラーニングシステムを活用したネットDE研修の活用 ネットDE研修については、勤務校を離れることなく研修できることや、時間の制約がなく自分の都合の良い時間に研修できること等の利点があり、集合研修と組み合わせて実施することにより効果を上げています。平成 23 年度は、今日的な課題を中心に、19 講座を加え、平成 24 年 3 月 31 日現在で 13,644 人の利用者がありました。</p> <p>(2) 集合研修における長期休業中への集中化による研修機会の確保 長期休業中の研修が定着しつつあり、平成 23 年 7 月 21 日から平成 23 年 8 月 31 日までの受講者数は、約 11,800 人となっています。</p> <p>(3) 地域分散型研修の充実による研修機会の確保 平成 23 年度は 146 講座の地域分散型研修を実施することができました。このうち、ブロック別研修において、喫緊の教育課題に対応した研修の充実を図ったことにより受講者を増やすこと</p>

ができました。(ブロック別研修の講座数及び受講者数：H22年度 42 講座 2,487 人 H23年度 57 講座 3,718 人)

#### 平成 24 年度以降（取組予定等）

今後、学校で校長等との対話が進み、学校における O J T の活性化が図られることにより、一人ひとりの教職員が身につけるべき資質が一層明確になってきます。

教職員が自らのライフステージや職務職能に応じて資質を向上させることができるよう、さらに各種研修の充実を図るとともに、教職員が必要とする研修を選択しやすい情報の提供に努めます。

また、学校を離れて研修を受講することが困難な状況があることから、教職員の研修機会の確保に向けて、ネットDE研修を有効に活用できるよう広報活動に努めるとともに、地域分散型研修の拡充を図り、教職員が研修を受けやすい体制づくりを進めます。

長期休業中への研修の集中化については、各種行事日程、会場の確保等の要因から、集中率をさらに高めていくことが困難な状況もあることから、課業日に実施する集合研修とのバランスを考えることで、より多くの教職員が参加できるようにします。

監査の結果

2 財務等に関する意見

(1) 収入に関する事務

ア 本庁分

(ア)三重県高等学校等修学奨学金返還金等の収入未済額が、100,282,464円(対前年度比122.0%)あり、前年度と比べて18,061,745円増加している。各奨学金などの返還金については、滞納整理に関する要綱などに基づき、引き続き、その収納促進及び発生防止に一層努められたい。

- ・三重県高等学校等修学奨学金返還金等（経営企画分野）
- ・雑入（教職員恩給及び退職年金過払い分）（教育支援分野）
- ・進学奨励金返還金（学校教育分野）
- ・大学等進学資金貸付金返還金（学校教育分野）
- ・高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金返還金（学校教育分野）

箇所名	収入未済科目等	平成22年度		平成21年度	
経営企画分野	三重県高等学校等修学奨学金返還金等	現年度	22,445,427円	現年度	19,235,783円
		過年度	41,496,967円	過年度	29,337,863円
		計	63,942,394円	計	48,573,646円
教育支援分野	雑入（教職員恩給及び退職年金過払い分）	現年度	0円	現年度	747,496円
		過年度	9,867,287円	過年度	11,012,257円
		計	9,867,287円	計	11,759,753円
学校教育分野	進学奨励金返還金	現年度	3,591,793円	現年度	3,888,906円
		過年度	10,785,590円	過年度	7,253,934円
		計	14,377,383円	計	11,142,840円
	大学等進学資金貸付金返還金	現年度	1,298,200円	現年度	2,326,000円
		過年度	9,838,200円	過年度	8,093,200円
		計	11,136,400円	計	10,419,200円
	高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金返還金	現年度	731,000円	現年度	168,000円
		過年度	228,000円	過年度	60,000円
		計	959,000円	計	228,000円
	スクールカウンセラー通勤手当返還金	現年度	0円	現年度	0円
過年度		0円	過年度	97,280円	
計		0円	計	97,280円	
合計		100,282,464円		82,220,719円	

講じた措置

平成23年度

1 実施した取組内容

(三重県高等学校等修学奨学金返還金等)

- (1)平成23年6月、長期（6ヶ月以上又は12回以上にわたり滞納のある債権）135件（21,972,442円）を外部債権回収会社に追加委託を行いました。
- (2)平成23年10月、裁判所に支払督促を申し立てた債権（2件）の債務名義を取得しました。
- (3)平成24年3月までに、短期（1ヶ月以上3ヶ月未満）について2回、中期（3ヶ月以上6ヶ月未満）について4回、長期（6ヶ月以上又は12回以上）について3回、本人、保護者、連帯保証人に返還状況通知を行いました。

(雑入（教職員恩給及び退職年金過払い分）)

教職員恩給及び退職年金過払いについては、受給者の死亡連絡が遺族からなされなかったことから発生するため、事件後直ちに教育委員会の職員が「住民基本台帳ネットワーク」を閲覧することができるように担当部に取扱いの改正を求め、以降、支払時ごとに受給者の生存を確認し、過払いが発生しないようにしています。

平成 23 年度は、再度、平成 23 年 6 月 2 日付けで 3 金融機関 3 支店に対し債権差押命令の申立を行い、そのうち 2 金融機関 2 支店に債権があることを確認し、計 49,037 円の預金差押を執行しました。その後も、平成 23 年 8 月 8 日付けで 2 金融機関 2 支店に債権差押命令の申立を行い、計 1,094 円の預金差押を執行しました。さらに、平成 23 年 10 月 5 日付けで 3 金融機関 5 支店に対し債権差押命令の申立を行い、2 金融機関 2 支店に債権があることを確認し、計 48,149 円の預金差押を執行しました。また、平成 23 年 12 月 5 日付けで 4 金融機関 4 支店に対し債権差押命令の申立を行い、1 金融機関 1 支店に債権があることを確認し、65,663 円の預金差押を執行し、これまで計 163,943 円の債権を回収しました。

なお、残る 1 件については、全く資力がなく、分納誓約に従って自宅訪問により督促等を行い、着実な債権回収に努力しました。

(三重県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金)

当該滞納者に対しては「三重県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金の滞納整理等に関する要綱」に基づき督促を行うとともに、滞納者が貸与を受けていた当時の在籍校と連携し、滞納者の現状把握等を行うなどの債権管理に努めました。転居先不明となっていた滞納者に対しては、調査により住居の特定を行い、転居先に督促状を送付しました。また、新たに滞納した者については、返還依頼書を送付するとともに、電話、自宅訪問により、未収金の回収に努めました。

(進学奨励金返還金及び大学等進学資金貸付金返還金)

- (1) 「三重県高等学校等進学奨励金返還金等債権管理事務取扱要綱」に基づいた体系的な債権管理に取り組むとともに、平成 22 年度から専任の嘱託員を配置し、収納促進に努めました。
- (2) 納期限までに納付しない債務者に対して、返還依頼書により返還を促しました。
- (3) 返還依頼書に応じない債務者に対して、電話により督促しました。
- (4) 返還依頼書及び電話による督促に応じない債務者に対して督促状により返還を督促しました。

## 2 取組の成果

(三重県高等学校等修学奨励金返還金等)

- (1) 外部債権回収会社に委託した債権 (33,304,399 円) について、平成 23 年 4 月から平成 24 年 3 月までに 10,960,348 円を回収しました。(回収率 32.91%) また、今後債務者が外部債権回収会社に納付すると約束した金額は、月 1,064,400 円となっており、今後も委託した債権の滞納状況の改善が期待されます。(平成 24 年 3 月末時点)
- (2) 支払督促を申し立てた 2 件の債権のうち 1 件は分納を継続しています。もう 1 件は連絡がないため、強制執行を検討しています。
- (3) 市町行財政室の住基ネットシステムを活用し、転出者は戸籍等により確認する等、滞納者の住所を正確に把握して、督促を行った結果、任意で支払に応じる者が大幅に増加しました。(平成 24 年 3 月末時点)

これらの取組により、現年度の未収金が前年度決算金額より減少すると同時に、過年度未収金収納率は 39.52% (前年決算比 24.95%増) と前年を上回っています。

(雑入 (教職員恩給及び退職年金過払い分))

教職員恩給及び退職年金の過払い事件発覚以降、「住民基本台帳ネットワーク」により受給者の生存確認を行っていることから以後の過払いによる未収金は皆無となっています。

刑事及び民事裁判で勝訴した 1 件については預金差押を執行し、これまで 163,943 円の債権を回収しました。その結果、平成 23 年度末の未済額は 9,561,503 円となりました。

残り 1 件については、自宅訪問を実施し分納の履行について厳格に対応し、これまで 31,000 円を回収しています。その結果、平成 23 年度末の未済額は 110,841 円となりました。

これら 2 件を合わせた平成 23 年度末の収入額は、194,943 円、未済額は 9,672,344 円となります。

(三重県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金)

未収金のうち 10,000 円を収納しました。

(進学奨励金返還金及び大学等進学資金貸付金返還金)

- ・進学奨励金返還金の未収金のうち 504,506 円を収納しました。
- ・大学等進学資金貸付金返還金の未収金のうち 775,120 円を収納しました。(平成 24 年 3 月末現在)

#### 平成 24 年度以降（取組予定等）

（三重県高等学校等修学奨学金返還金等）

滞納の初期段階から、本人、保護者、連帯保証人に対し、教育委員会事務局予算経理課による滞納に対する取組を明示した文書を定期的に送付し、滞納が長期化することを未然に防止します。

長期にわたる債権については、外部債権回収会社へ委託し、専門的な回収を行います。

外部委託債権回収会社に委託しても滞納状況が改善しない場合は、法的措置の判断基準に沿って裁判所に支払督促を申立てます。

（雑入（教職員恩給及び退職年金過払い分））

教職員恩給及び退職年金の過払い分のうち刑事及び民事裁判で勝訴した 1 件については、預金差押による積極的な債権の回収を図るとともに、債務者本人と接触を図り返済を求めています。

残り 1 件についても訪問による督促、分割収納を進め未収金の解消に努めています。

（三重県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金）

今後も、「三重県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金の滞納整理等に関する要綱」に基づき、債務者が在籍していた高等学校とも連携しながら返還金の回収に努めています。

（進学奨励金返還金及び大学等進学資金貸付金返還金）

引き続き、「三重県高等学校等進学奨励金返還金等債権管理事務取扱要綱」に基づき、収入未済のある債務者に対して、文書・電話による督促を行うことにより収納促進に努めています。

<p><b>監査の結果</b></p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(1) 収入に関する事務</p> <p>ア 本庁分</p> <p>(イ) 事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(1) 雇用保険料の徴収誤りにより歳入戻出を行っていた。</p> <p style="text-align: right;">(教育支援分野)</p>
<p><b>講じた措置</b></p>
<p><b>平成 23 年度</b></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>雇用保険については、事務補助員、学校栄養補助員、週 20 時間以上の再任用職員が対象者となり、当月分の給料月額に対し、保険料徴収を行っています。65 歳以降に新たに雇用される者は、雇用保険の被保険者となれないにも関わらず、保険料を徴収したことにより、歳入戻出が生じました。</p> <p>雇用保険の対象者については、徴収の際、年齢を確認するとともに、グループ内にて制度概要を周知する等の取組を行いました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>引き続き取組を行うことで、適正な事務処理を進めました。</p>
<p><b>平成 24 年度以降（取組予定等）</b></p> <p>平成 24 年 4 月採用予定者のうち、雇用保険対象者については、グループ内にて年齢を確認し、誤徴収が発生しないよう事務を行います。</p>

監査の結果

2 財務等に関する意見

(1) 収入に関する事務

イ 県立学校分

(ア) 高等学校授業料等の収入未済額が 6,533,114 円（対前年度比 40.3%）あり、前年度と比べて 9,678,818 円減少しているものの、引き続き、三重県高等学校授業料滞納整理事務取扱要綱などに基づき、その収納収入未済額の減少と発生防止に一層努められたい。

- ・高等学校授業料（経営企画分野）
- ・弁償金（教育支援分野）
- ・学校開放事業電気使用料等（県立高等学校：3校）

箇所名	収入未済科目等	平成 22 年度	平成 21 年度
県立高等学校 (43校)	高等学校授業料	現年度	現年度 11,159,859 円
		過年度	過年度 4,449,055 円
		計	計 15,608,914 円
県立高等学校 (1校)	弁償金	現年度	現年度 —
		過年度	過年度 586,781 円
		計	計 586,781 円
県立高等学校 (3校)	学校開放事業電気 使用料等	現年度	現年度 16,237 円
		過年度	過年度 —
		計	計 16,237 円
合 計		6,533,114 円	16,211,932 円

講じた措置

平成 23 年度

1 実施した取組内容

(高等学校授業料)

- ① 平成 22 年 4 月から県立高校の授業料は無償となりましたが、過年度の未収については、「三重県高等学校授業料滞納整理事務取扱要綱」（平成 16 年 1 月策定）に基づき、学校とともにその解消に取り組んでいます。
- ② 在校生に対しては、電話での督促、督促状の送付や自宅訪問などを、また卒業生や退学者に対しては、これらに加えて校長・教育長名による督促、知事名による督促、知事名による内容証明郵便督促などの授業料の未収金解消に向けた取組を行い、収納の促進を図っています。
- ③ 卒業生や退学者のなかで資力があるにもかかわらず支払いに応じず、法的措置を講じるしかない者に対しては、学校関係者と、また対応が困難な場合は弁護士とも協議して支払督促を実施するなど、未収解消への取組が円滑に進められるよう対策を講じています。

・平成 23 年度支払督促・・・13 件の債権について実施済（債権総額 631,174 円）

（平成 24 年 3 月 31 日時点）

(弁償金)

- ・平成 16 年 4 月に白子高校体育用具庫が焼失した件で、原因者である少年（当時）3 名の保護者に損害賠償金の請求をしていたところ、2 名は完納されました。残り 1 名は、自宅訪問や文書による督促を行い未収金の解消に努めてきましたが、平成 20 年 3 月以降、納入がありませんでした。
- ・このため、平成 23 年 9 月、津簡易裁判所に民事訴訟法に基づく支払督促を申し立てたところ、相手方から異議申立てがなされ、通常訴訟に移行し、同年 12 月に同裁判所で県側の請求を認める判決が出されました。
- ・相手方はこれを不服として、平成 24 年 1 月に津地方裁判所に控訴しました。

(学校開放事業電気使用料等)

当該未収金のうち、教員住宅使用料については、滞納者に対して早期に納付するよう督促するとともに、担当者と使用者との間の連絡が不十分であったため徴収が遅れたことから、連絡を密にし、さ

らに複数による(事務長、事務次長)チェックを行うとともに進捗管理に努めました。また、県立学校体育施設開放事業にかかる電気使用料については、利用団体の納付漏れによる滞納であるため、該当団体に催告を行うとともに、今年度からの納付状況を改善するよう指導しました。

## 2 取組の成果

(高等学校授業料)

平成24年3月末日現在での過年度未収金の回収額は2,662,599円となっています。

(弁償金)

民事訴訟法に基づく支払督促を申し立てたことにより、時効が中断しました。

(学校開放事業電気使用料等)

未収となっていた教育住宅使用料及び学校開放事業電気料については完納しました。今年度については、催告を行わなければならないような事例は発生していません。

### 平成24年度以降(取組予定等)

(高等学校授業料)

- ①各県立学校に対して未収状況のヒアリングを実施し、未収金解消を図るよう引き続き指導します。
- ②滞納事例を具体的に把握し、各県立学校からの相談に対し、他校の取組事例を紹介する等助言指導を実施します。
- ③各学校対応では、債権回収が困難と判断された場合は、予算経理課から教育長名通知、知事名通知により本人と連帯保証人に対し送付し、滞納は絶対に許さないという姿勢で臨みます。
- ④各県立学校の未収状況を随時把握し、回収困難となっている債権については、弁護士へ委任又は助言を得て法的措置を講じます。

(弁償金)

訴訟について、県の主張が認められるよう適切に対応していきます。

(学校開放事業電気使用料等)

教員住宅使用料については、今後も複数による(事務長、事務次長)チェックを行うとともに進捗管理に努め、未収金の発生の防止を図っていきます。また、学校開放事業電気使用料については、納期限直前に収納状況を財務端末で確認を行うとともに、納付意識を高めるため、納付が遅れた団体に対しては電話や催告書を送付するなど、期限内納付への理解が深まるよう周知徹底していきます。



<p><b>監査の結果</b></p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(1) 収入に関する事務</p> <p>イ 県立学校分</p> <p>(イ) 事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(1) 過年度未収金（授業料）の徴収誤りにより歳入戻出を行っていた。 (桑名高等学校)</p> <p>(2) 現金納付された過年度未収金(授業料)等の収納処理が遅延していた。 (久居高等学校)</p> <p>(3) P T A会費を県の歳入として受け入れたことにより、歳入戻出を行っていた。 (飯南高等学校)</p> <p>(4) 教育財産目的外使用に係る使用料の納入通知が遅延していた。 (水産高等学校)</p> <p>(5) 負担金の徴収誤りにより歳入戻出を行っていた。 (木本高等学校)</p> <p>(6) 負担金の徴収誤りにより歳入戻出を行っていた。 (玉城わかば学園)</p> <p>(7) 誤って二重に財務会計システムに登録したことにより現金日計表に長期間にわたり残高が発生していた。 (玉城わかば学園)</p> <p>(8) 負担金等の徴収誤りにより歳入戻出を行っていた。 (書面監査：3校)</p> <p>(9) 事務処理誤りにより現金日計表を後日修正していた。 (書面監査：3校)</p>
<p><b>講じた措置</b></p>
<p><b>平成 23 年度</b></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>平成 23 年度定期監査結果報告については、教育委員会事務局各室長、各県立学校長及び地域機関の長あて平成 23 年 10 月 27 日付け文書により、監査の結果及び意見の指摘内容を確認了知するとともに、該当所属については、指摘事項の再発防止や改善などの措置を講じるよう通知しました。また、該当所属以外においても、監査結果における指摘を参考とし、引き続き適正な事務の執行、内部牽制の充実に努めるよう通知しました。さらに、平成 23 年 12 月 16 日に開催された県立学校事務長会全員研修会において、定期監査結果のうち県立学校該当分の内容を精査し、項目別に分類して説明事項を記載した資料を配布し、今後の事務改善の参考とするよう依頼しました。</p> <p>教育委員会事務局における取組としては、平成 23 年 4 月 7 日に学校から異動し会計事務の経験がない教員籍の職員向け会計実務研修を、平成 24 年 1 月 16、18 日に出納局職員を講師とした契約事務担当者向けの会計事務研修を実施したほか、出納局会計支援室から定期的な送付がある「相談支援だより」について、特に注意すべきポイントを示したうえで、事務局内に周知徹底を図りました。また、予算編成及び執行に関する基礎的な知識の向上を図ることにより、会計事務の適正化にとっても有効であると考え、事務局内において「教育費予算編成・執行のための基礎講座」を開催し、予算・支出にかかる具体的な仕組みや事務処理について職員が理解を深めるよう取り組みました。</p> <p>県立学校への会計事務にかかる支援としては、平成 23 年 4 月に開催された県立学校事務長会全員研修会及び県立学校教育事務研究会研修会において、会計事務に関する文例や留意事項をまとめた資料を配布し、適切な事務処理へ活用することを図りました。また、事務職員に対する具体的な支援として、会計事務をはじめとした学校事務全般の情報共有を目的とした「事務提要ウィキ（職員が自由に編集を行い、自己の責任において情報を活用するイントラネット内サイト）」にかかる運営体制及び内容の充実に努めるため、県立学校事務長会・県立学校教育事務研究会及び事務局が共同でプロジェクトメンバーの募集を行い、掲載用資料の提供・編集やメールマガジン「ウィキ通信」の発刊など、学校事務に関する情報やノウハウの共有を促進することに努めました。</p> <p>なお、個別の監査結果に対する取組内容は次のとおりです。</p> <p>(1) 授業料の収納に関して、財務システムによる現金収納票が発行できなかったため手書きにて現金収納票を作成したところ、その金額に誤りがあり過徴収を招く結果となったことから、現金の収納の際は、可能な限り財務システムによる収納票の発行を行うとともに、実際に収納する前に複数人でチェックするよう努めました。</p> <p>(2) 銀行が至近になく、また、他業務が多忙であったため、収納が遅延した案件がありました。以後は、会計規則に則り、収納するよう努めました。</p>

- (3) 納付書の収入明細書にかかる確認が不十分で、全額を県の収入として受け入れてしまったことから、納付書の収入明細の確認及び未納台帳等との確認を徹底し、複数人でチェックすることに努めました。
- (4) 担当者間の引継ぎが不十分であったため処理が遅れたことを踏まえ、引継ぎの徹底を行うとともに、管理職からの確認を行うよう努めました。
- (5) (6) (8) 学校内の情報共有をより密にするとともに、口座振替の事務処理について再度確認を行い、事務処理誤りの発生防止に努めました。
- (7) (9) 現金収納の処理について、財務会計システムへの入力誤り等により現金日計表においても誤りが発生していたことから、登録前に内容の確認を十分に行うとともに、登録内容のチェックを適宜実施することに努めました。

## 2 取組の成果

定期監査結果の内容について認識を深め、事務改善とチェック体制の強化に努めることで適切な事務処理の徹底への意識が高まりました。また、「事務提要ウィキ」については、事務職員により学校事務に関して「知りたいこと」「知ってほしいこと」への情報共有が深まるとともに、事務に活用できる資料の掲載を充実させることができました。

- (1) その後、同様の事案は生じていません。
- (2) 会計規則に規定されている日数以内での収納処理を行いました。
- (3) 未納台帳等との確認及び複数人でチェックを行ったことにより、事務処理の誤りがなくなりました。
- (4) 適切な事務処理がなされました。
- (5) (6) (8) 担当者間の連携や確認に努め、適切な事務処理を行いました。
- (7) (9) 適切な事務処理に努めた結果、現金日計表にかかる誤りは発生していません。

### 平成 24 年度以降（取組予定等）

平成 24 年度以降も、会計事務について適切な事務処理に努めるとともに、県立学校には少人数により会計事務処理を行う所属が多く、きめ細かな支援が必要な状況にあることから、事務局と県立学校が連携してより一層会計事務のための環境づくりへの支援に取り組んでいきます。

- (1) 引き続き、現金の収納の際は、複数人による確認を行い、チェックの徹底により同様の事案が生じないように努めていきます。
- (2) 引き続き会計規則を遵守し、適正な事務処理に努めていきます。
- (3) 引き続き未納台帳等の確認と複数人のチェックを完全に履行するよう努めていきます。
- (4) 今後も会計規則等を順守した事務処理を遂行していきます。
- (5) (6) (8) 今後も情報共有に努めるとともに、事務処理にかかる確認を徹底していきます。
- (7) (9) 現金収納にかかる処理について、今後も適切な事務処理に努めていきます。

監査の結果

2 財務等に関する意見

(2) 支出に関する事務

業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

ア 業務委託

- (1) 【三重県教職員人事管理システム機器更新に伴うデータ移行等業務委託】  
執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。 (教育支援分野)
- (2) 【杉の子特別支援学校及び同石薬師分校給食調理委託】  
契約の履行完了時の検査結果が記録されていなかった。 (学校教育分野)
- (3) 【「いじめ防止啓発パンフレット」印刷業務委託】  
原稿の内容誤りによる増額変更がされていた。 (学校教育分野)
- (4) 【平成 22 年度総合型地域スポーツクラブマネジャー・スタッフ養成事業委託】  
執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。 (社会教育・スポーツ分野)
- (5) 【産業廃棄物収集運搬業務委託】  
予定価格設定にかかる積算根拠が明確になっていなかった。 (川越高等学校)
- (6) 【平成 22 年度一般廃棄物収集運搬業務】  
予定価格設定にかかる積算根拠が明確になっていなかった。 (四日市南高等学校)
- (7) 【QU講習会委託】  
施行伺いの決裁がされていなかった。 (朝明高等学校)
- (8) 【一般廃棄物収集・運搬業務委託】  
予定価格設定にかかる積算根拠が明確になっていなかった。 (四日市四郷高等学校)
- (9) 【進路・大職員室複写機保守点検業務】  
施行伺いの決裁がされていなかった。 (白子高等学校)
- (10) 【非常勤講師業務委託】  
執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。 (稲生高等学校)
- (11) 【漏水調査業務委託】  
執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。 (亀山高等学校)
- (12) 【エレベーター点検保守業務】  
執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。 (亀山高等学校)
- (13) 【理科棟エレベーター定期点検業務委託】  
執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。 (津高等学校)
- (14) 【津高等学校廃棄物収集処理業務委託】  
検査が、回収日ごとに実施されていなかった。 (津高等学校)
- (15) 【平成 22 年度津西高等学校廃棄物収集・運搬業務】  
予定価格設定にかかる積算根拠が明確になっていなかった。 (津西高等学校)
- (16) 【平成 22 年度津西高等学校合併浄化槽維持管理業務】  
予定価格設定にかかる積算根拠が明確になっていなかった。 (津西高等学校)
- (17) 【廃棄物収集運搬処分業務委託】  
検査が、回収日ごとに実施されていなかった。 (津東高等学校)
- (18) 【エレベーター保守点検管理業務】  
執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。 (津商業高等学校)
- (19) 【学籍管理システムソフトの保守業務委託】  
・ 予定価格設定にかかる積算根拠が明確になっていなかった。  
・ 個人情報の責任体制等報告書が提出されていなかった。 (久居高等学校)
- (20) 【学籍管理ソフト保守契約】  
執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。 (白山高等学校)
- (21) 【学校医業務年間契約】  
執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。 (白山高等学校)
- (22) 【第 2 棟給水管洗浄及び防錆処理業務】  
電子調達システムへの入力情報が誤っていた。 (相可高等学校)

- (23) 【福祉科介護福祉コースに係る福祉実習業務】  
執行伺いにおいて、起案・決裁文書の校合欄に認印がなかった。(明野高等学校)
- (24) 【消防用設備等点検・報告業務】  
執行伺いにおいて、起案・決裁文書の校合欄に認印がなかった。(明野高等学校)
- (25) 【浄化槽維持管理業務】  
執行伺いにおいて、起案・決裁文書の校合欄に認印がなかった。(明野高等学校)
- (26) 【消防用設備等点検・報告業務】  
・執行伺いにおいて、起案・決裁文書の校合欄に認印がなかった。  
・契約締結における公印使用について、起案文書の「公印・校合」欄に公印取扱主任者、校合者の認印が押印されていなかった。(水産高等学校)
- (27) 【廃薬品等収集運搬処分業務】  
・予算額を超えた予定価格を設定していた。  
・執行伺いにおいて、起案・決裁文書の校合欄に認印がなかった。  
・契約締結における公印使用について、起案文書の「公印・校合」欄に公印取扱主任者、校合者の認印が押印されていなかった。(水産高等学校)
- (28) 【水質等検査業務】  
・執行伺いにおいて、起案・決裁文書の校合欄に認印がなかった。  
・契約締結における公印使用について、起案文書の「公印・校合」欄に公印取扱主任者、校合者の認印が押印されていなかった。(水産高等学校)
- (29) 【塵芥収集運搬委託】  
予定価格設定にかかる積算根拠が明確になっていなかった。(あけぼの学園高等学校)
- (30) 【教育コーチング研修】  
・執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。  
・見積徴取の旨の記載又は伺いがなかった。  
・予定価格が設定されていなかった。  
・検査がされていなかった。(木本高等学校)
- (31) 【木本高等学校第三棟備品類運搬業務委託】  
仕様書、契約書及び完成認定書の履行期限が、年月日で記載されていなかった。(木本高等学校)
- (32) 【エレベーター保守点検業務委託】  
・執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。  
・契約準備行為を行っているが、執行伺いに「年度開始前の契約準備行為である」旨の記載がされていなかった。  
・予定価格が設定されていなかった。(紀南高等学校)
- (33) 【ガス空調設備保守業務委託】  
随意契約理由が起案文書に記載されていなかった。(盲学校)
- (34) 【学校医委託業務】  
執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。(城山特別支援学校)
- (35) 【学校医委託業務】  
執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。(城山特別支援学校)
- (36) 【学校医業務】  
執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。(緑ヶ丘特別支援学校)
- (37) 【学校医に関する業務委託】  
随意契約理由が起案文書に記載されていなかった。(稲葉特別支援学校)
- (38) 【エレベーター保守管理委託】  
・執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。  
・予定価格設定にかかる積算根拠が明確になっていなかった。(玉城わかば学園)
- (39) 【消防用設備等点検・報告委託業務】  
契約書に定める「実施責任者の届出」、「業務履行確認」(前期分)が提出されていなかった。(玉城わかば学園)
- (40) 【エレベーター保守点検業務】  
予定価格調書が作成されていなかった。(北勢きらら学園)

## 講じた措置

### 平成 23 年度

#### 1 実施した取組内容

平成 23 年度定期監査結果報告については、教育委員会事務局各室長、各県立学校長及び地域機関の長あて平成 23 年 10 月 27 日付け文書により、監査の結果及び意見の指摘内容を確認了知するとともに、該当所属については、指摘事項の再発防止や改善などの措置を講じるよう通知しました。また、該当所属以外においても、監査結果における指摘を参考とし、引き続き適正な事務の執行、内部牽制の充実に努めるよう通知しました。さらに、平成 23 年 12 月 16 日に開催された県立学校事務長会全員研修会において、定期監査結果のうち県立学校該当分の内容を精査し、項目別に分類して説明事項を記載した資料を配布し、今後の事務改善の参考とするよう依頼しました。

教育委員会事務局における取組としては、平成 23 年 4 月 7 日に学校から異動し会計事務の経験がない教員籍の職員向け会計実務研修を、平成 24 年 1 月 16、18 日に出納局職員を講師とした契約事務担当者向けの会計事務研修を実施したほか、出納局会計支援室から定期的な送付がある「相談支援だより」について、特に注意すべきポイントを示したうえで事務局内に周知徹底を図りました。また、予算編成及び執行に関する基礎的な知識の向上を図ることにより、会計事務の適正化にとっても有効であると考え、事務局内において「教育費予算編成・執行のための基礎講座」を開催し、予算・支出にかかる具体的な仕組みや事務処理について職員が理解を深めるよう取り組みました。

県立学校への会計事務にかかる支援としては、平成 23 年 4 月に開催された県立学校事務長会全員研修会及び県立学校教育事務研究会研修会において、会計事務に関する文例や留意事項をまとめた資料を配布し、適切な事務処理へ活用することを図りました。また、事務職員に対する具体的な支援として、会計事務をはじめとした学校事務全般の情報共有を目的とした「事務提要ウィキ（職員が自由に編集を行い、自己の責任において情報を活用するイントラネット内サイト）」にかかる運営体制及び内容の充実に努めるため、県立学校事務長会・県立学校教育事務研究会及び事務局が共同でプロジェクトメンバーの募集を行い、掲載用資料の提供・編集やメールマガジン「ウィキ通信」の発刊など、学校事務に関する情報やノウハウの共有を促進することに努めました。

なお、個別の監査結果に対する取組内容は次のとおりです。

- (1) (4) (10) (11) (12) (13) (18) (20) (21) (30) (32) (34) (35) (36) (38) 執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかったことについては、事前検査の対象案件への認識が誤っていたことに起因する事案が多いことから、改めて職員に出納局検査について周知徹底を図るとともに、複数名によるチェック機能の強化や出納局が実施する研修会の積極的な参加など、再発防止に向けた改善に努めました。
- (2) (14) (17) (30) 契約の履行完了時における検査の未実施または検査結果が記録されていなかったことについては、支出の根拠となる履行確認の必要性を認識し、検査を確実に実施したうえで記録するよう徹底を図りました。また、検査が回収日ごとに実施されていなかったことについては、回収日ごとに確認した結果を記録することとしました。
- (3) 印刷作業終了後に原稿内容の誤りを発見したことから、校正作業の際は、複数名でチームを組んで読み合わせを行い、全員で点検することで校正ミスの防止に努めました。
- (5) (6) (8) (15) (16) (19) (27) (28) (29) (38) 予定価格の設定にかかる積算根拠が明確となっていなかったことについては、積算根拠を明確に起案等に記載するよう改善を図りました。また、予定価格の未設定、予定価格調書の未作成及び予算額を超えた予定価格が設定されていたことについては、複数によるチェックを確実にを行うとともに、会計規則及び運用方針等の内容を正確に理解したうえで適切な契約事務を行うよう努めました。
- (7) (9) (30) 施行伺いの未決裁及び見積徴取の旨の記載又は伺いがなかったことについては、施行伺いや見積徴取の伺いにかかる決裁を確実に受けることを含め、契約事務における基本的な事項を適切に処理し、再発防止することに努めました。
- (19) (39) 個人情報の責任体制等報告書及び契約書に定める書類が徴取されていなかったことについては、当該書類を徴取するとともに、契約書の条項を正確に認識し、委託業務契約を履行するために必要な書類を確実に徴取するよう努めました。
- (22) (31) (32) (33) (37) 随意契約理由が起案文書に記載されてなかったことについては、事業者選定理由を含む随意契約理由の内容について、詳細に記載するよう改善を図りました。また、電子調達システムの入力誤りや契約準備行為である旨の記載がなかったこと、及び履行期限が年月日で記載されていなかったことについては、基本的な事項に誤りがないか複数によるチェックを確実にを行うとともに、会計規則等に基づき適切な事務処理を行うよう努めました。
- (23) (24) (25) (26) (27) (28) 起案文書の公印、校合欄に公印取扱主任者、校合者の認印がないまま公

印を使用していたことについては、文書内容のチェックを行った後に押印することが漏れていたため、公印の取扱に関して再度公文書管理規程及び公印規則に基づき校合印、公印取扱主任者の認印が押印されているか確認の徹底を図りました。

## 2 取組の成果

定期監査結果の内容について認識を深め、事務改善とチェック体制の強化に努めることで適切な事務処理の徹底への意識が高まりました。また、「事務提要ウイキ」については、事務職員により学校事務に関して「知りたいこと」「知ってほしいこと」への情報共有が深まるとともに、事務に活用できる資料の掲載を充実させることができました。

- (1) (4) (10) (11) (12) (13) (18) (20) (21) (30) (32) (34) (35) (36) (38) 執行伺いの決裁後に出納局の事前検査を受ける必要がある契約について決裁時に確認するよう努め、速やかに検査を受けるよう職員の意識の向上が図られました。
- (2) (14) (17) (30) 契約の履行完了時における検査を実施し、結果について記録するよう確認の徹底が図られました。
- (3) 取組の結果、平成 23 年度には、印刷物の校正ミスは発生していません。
- (5) (6) (8) (15) (16) (19) (27) (28) (29) (38) 予定価格の設定については積算根拠を明確に記載するか、積算資料を添付するなど適切な事務処理が行われるよう改善されました。
- (7) (9) (30) 施行や見積徴取にかかる伺いについての的確に決裁を受けて、入札（見積）から契約に至る事務処理について適切に行うよう改善されました。
- (19) (39) 契約書に定める徴取が必要な書類については、適切に処理するよう改善されました。
- (22) (31) (32) (33) (37) 随意契約理由の記載にあたっては、該当法令だけではなく具体的な選定理由を含めて適切に処理することができました。また、事務処理における基本的な事項を十分確認しうよう、チェック体制を強化して再発防止が図られました。
- (23) (24) (25) (26) (27) (28) 公文書取扱事務の取扱いを再確認して、公印の押印起案文書の処理にあたっては押印漏れなどの誤りがないよう改善されました。

### 平成 24 年度以降（取組予定等）

平成 24 年度以降も、会計事務について適切な事務処理に努めるとともに、県立学校には少人数により会計事務処理を行う所属が多く、きめ細かな支援が必要な状況にあることから、事務局と県立学校が連携してより一層会計事務のための環境づくりへの支援に取り組んでいきます。

- (1) (4) (10) (11) (12) (13) (18) (20) (21) (30) (32) (34) (35) (36) (38) 引き続き、事前検査対象となる案件を正確に認識したうえで、複数名のチェックにより執行伺いの決裁後において速やかに検査を受けるよう留意し、適切な事務処理の確保に努めていきます。
- (2) (14) (17) (30) 今後も、契約における検査を適切に実施し、検査結果を正確に記録するよう努めていきます。
- (3) 今後も、印刷物の校正の際は複数名で読み合わせを行い、全員点検の対応を徹底することで、校正ミスの防止に努めていきます。
- (5) (6) (8) (15) (16) (19) (27) (28) (29) (38) 引き続き、予定価格の根拠となる積算を明確にするよう努めるとともに、予定価格の設定及び調書の作成について適切な処理の徹底を図っていきます。
- (7) (9) (30) 必要な決裁を確実に受けるよう注意し、適切な事務処理に努めていきます。
- (19) (39) 契約書の内容を正確に認識し、書類の徴取に漏れがないよう十分留意して事務処理に努めていきます。
- (22) (30) (31) (32) (33) (37) 引き続き、随意契約理由を明確にするるとともに、複数名によるチェックを行い、基本的な事務処理に誤りが発生しないよう努めていきます。
- (23) (24) (25) (26) (27) (28) 起案文書については押印漏れがないようチェックを徹底し、より一層適切な事務処理に努めていきます。

<p><b>監査の結果</b></p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務 業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>イ 旅費</p> <p>(1) 【玉竜旗剣道大会生徒引率】「自家用車等による児童・生徒の輸送承認申請書」が提出されていなかった。(白子高等学校)</p> <p>(2) 【NAGANOフェスティバル生徒引率】「自家用車等による児童・生徒の輸送承認申請書」が提出されていなかった。(白子高等学校)</p> <p>(3) 【修学旅行の下見】復命書に視察先の所在地や視察内容の概要を示す記述あるいは書類の添付がされていなかった。(津東高等学校)</p> <p>(4) 【修学旅行の下見】復命書において、視察の内容について概要が把握できる記述がなかった。(津東高等学校)</p> <p>(5) 【日織研第 113 回理事会・第 51 回総会研究協議会】県外出張(岡山県倉敷市)における交通費について、自家用車利用が鉄道利用に比べて高額となっていることが、理由について旅行命令時の確認が十分でなかった。(松阪工業高等学校)</p> <p>(6) 【全日音研高等学校部会全国理事会・全国大会】復命書の内容の記載が「別添のとおり」のみであり、研修内容等の記載がなかった。(松阪工業高等学校)</p> <p>(7) 【平成 22 年度健康教育指導者養成研修】復命書に用務時間が記載されていなかった。(松阪工業高等学校)</p> <p>(8) 【全国高等学校協会総会他】復命書に記載について日程のみの記述にとどまり、その内容の記述がなかった。(飯南高等学校)</p> <p>(9) 【第 49 回全国高等学校教頭会総会・研究協議大会】復命書に記載について項目のみの記述にとどまり、その内容の記述がなかった。(名張西高等学校)</p> <p>(10) 【全国高等学校長協会・人権・同和教育研究協議会】復命書に記載について項目のみの記述にとどまり、その内容の記述がなかった。(名張西高等学校)</p> <p>(11) 【全国総合学科高等学校長協会総会・研究協議会】復命書に記載について項目のみの記述にとどまり、その内容の記述がなかった。(名張高等学校)</p>
<p><b>講じた措置</b></p>
<p><b>平成 23 年度</b></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>平成 23 年度定期監査結果報告については、教育委員会事務局各室長、各県立学校長及び地域機関の長あて平成 23 年 10 月 27 日付け文書により、監査の結果及び意見の指摘内容を確認了知するとともに、該当所属については、指摘事項の再発防止や改善などの措置を講じるよう通知しました。また、該当所属以外においても、監査結果における指摘を参考とし、引き続き適正な事務の執行、内部牽制の充実に努めるよう通知しました。さらに、平成 23 年 12 月 16 日に開催された県立学校事務長会全員研修会において、定期監査結果のうち県立学校該当分の内容を精査し、項目別に分類して説明事項を記載した資料を配布し、今後の事務改善の参考とするよう依頼しました。</p> <p>なお、個別の監査結果に対する取組内容は次のとおりです。</p> <p>(1) (2) 「自家用車等による児童・生徒の輸送承認申請書」について、該当する旅行命令においては必ず提出するよう、職員会議で周知徹底するとともに、旅行命令の決裁時に「児童・生徒の輸送有り」にチェックが入っている場合には、「申請書」が提出されているか確認することにしました。</p> <p>(3) (4) (6) (7) (8) (9) (10) (11) 復命書の記載が不十分であったことについては、復命書について用務の内容を正確に記載することや、必要に応じて関係資料を添付するよう、職員会議等で改めて周知を図りました。</p> <p>(5) 旅行命令時に旅行行程や移動手段について十分確認を行い、適切な事務処理を行うよう努めました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>定期監査結果の内容について認識を深め、事務改善とチェック体制の強化に努めることで適切な事</p>

務処理の徹底への意識が高まりました。

- (1) (2) 「輸送有り」に該当する旅行命令については、職員から「申請書」が提出されました。
- (3) (4) (6) (7) (8) (9) (10) (11) 復命書の記載内容や添付資料について、適切に処理されるとともに、必要な事項については職員間の情報共有を図ることができました。
- (5) 必要な事項について十分確認することで、旅費に関する事務が適切な処理されました。

#### 平成 24 年度以降（取組予定等）

- (1) (2) 年度始めの職員会議において必要な場合は「申請書」を提出するよう周知し、旅行命令の決裁時における提出の確認を行っていきます。
- (3) (4) (6) (7) (8) (9) (10) (11) 引き続き復命書については内容を把握できるよう、詳細に記載することを職員に対して周知徹底していきます。
- (5) 引き続き旅行命令の際は旅行行程や内容等のチェックを十分行い、適切に執行するよう努めていきます。



<p><b>監査の結果</b></p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務 業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ウ 物品等購入</p> <p>(1) 消耗品費の執行に関して、財務会計システムの決議番号の順序と支出負担行為起案日の不整合があった。<span style="float: right;">(亀山高等学校)</span></p> <p>(2) 消耗品費の執行に関して、財務会計システムの決議番号の順序と支出負担行為起案日の不整合があった。<span style="float: right;">(紀南高等学校)</span></p> <p>(3) 短期間に同様の消耗品を分割して発注していた。<span style="float: right;">(玉城わかば学園)</span></p> <p>(4) 消耗品費の執行に関して、財務会計システムの決議番号の順序と支出負担行為起案日の不整合があった。<span style="float: right;">(玉城わかば学園)</span></p> <p>(5) 郵便切手を過剰に購入し、在庫枚数が使用枚数に比べて著しく多くなっていた。<span style="float: right;">(玉城わかば学園)</span></p> <p>(6) 消耗品費の執行に関して、財務会計システムの決議番号の順序と支出負担行為起案日の不整合があった。<span style="float: right;">(度会特別支援学校)</span></p>
<p><b>講じた措置</b></p>
<p><b>平成 23 年度</b></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>平成 23 年度定期監査結果報告については、教育委員会事務局各室長、各県立学校長及び地域機関の長あて平成 23 年 10 月 27 日付け文書により、監査の結果及び意見の指摘内容を確認了知するとともに、該当所属については、指摘事項の再発防止や改善などの措置を講じるよう通知しました。また、該当所属以外においても、監査結果における指摘を参考とし、引き続き適正な事務の執行、内部牽制の充実に努めるよう通知しました。さらに、平成 23 年 12 月 16 日に開催された県立学校事務長会全員研修会において、定期監査結果のうち県立学校該当分の内容を精査し、項目別に分類して説明事項を記載した資料を配布し、今後の事務改善の参考とするよう依頼しました。</p> <p>教育委員会事務局における取組としては、平成 23 年 4 月 7 日に学校から異動し会計事務の経験がない教員籍の職員向け会計実務研修を、平成 24 年 1 月 16、18 日に出納局職員を講師とした契約事務担当者向けの会計事務研修を実施したほか、出納局会計支援室から定期的に送付がある「相談支援だより」について、特に注意すべきポイントを示したうえで事務局内に周知徹底を図りました。また、予算編成及び執行に関する基礎的な知識の向上を図ることにより、会計事務の適正化にとっても有効であると考え、事務局内において「教育費予算編成・執行のための基礎講座」を開催し、予算・支出にかかる具体的な仕組みや事務処理について職員が理解を深めるよう取り組みました。</p> <p>県立学校への会計事務にかかる支援としては、平成 23 年 4 月に開催された県立学校事務長会全員研修会及び県立学校教育事務研究会研修会において、会計事務に関する文例や留意事項をまとめた資料を配布し、適切な事務処理へ活用することを図りました。また、事務職員に対する具体的な支援として、会計事務をはじめとした学校事務全般の情報共有を目的とした「事務提要ウィキ（職員が自由に編集を行い、自己の責任において情報を活用するイントラネット内サイト）」にかかる運営体制及び内容の充実に努めるため、県立学校事務長会・県立学校教育事務研究会及び事務局が共同でプロジェクトメンバーの募集を行い、掲載用資料の提供・編集やメールマガジン「ウィキ通信」の発刊など、学校事務に関する情報やノウハウの共有を促進することに努めました。</p> <p>なお、個別の監査結果に対する取組内容は次のとおりです。</p> <p>(1) (2) (4) (6) 支出負担行為決裁直後に財務会計システムにおいて支出負担行為整理を行わなかったことにより発生したため、規定に基づく適切な処理を行うよう周知徹底を図りました。</p> <p>(3) 消耗品にかかる在庫管理を的確に行い、必要な数量を適切な手続きで発注するよう努めました。</p> <p>(5) 切手の使用実績に対応した在庫枚数を把握し、過剰な購入を行わないよう徹底しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>定期監査結果の内容について認識を深め、事務改善とチェック体制の強化に努めることで適切な事務処理の徹底への意識が高まりました。また、「事務提要ウィキ」については、事務職員により学校</p>

事務に関して「知りたいこと」「知ってほしいこと」への情報共有が深まるとともに、事務に活用できる資料の掲載を充実させることができました。

- (1) (2) (4) (6) 支出負担行為決裁後速やかに財務会計システムで支出負担行為整理を行うよう努め、適切に処理しました。
- (3) 必要な数量を計画的に発注して、適切な手続きにより購入することができました。
- (5) 日常の在庫管理を適切に行い、過度の在庫が解消されました。

#### 平成 24 年度以降（取組予定等）

平成 24 年度以降も、会計事務について適切な事務処理に努めるとともに、県立学校には少人数により会計事務処理を行う所属が多く、きめ細かな支援が必要な状況にあることから、事務局と県立学校が連携してより一層会計事務のための環境づくりへの支援に取り組んでいきます。

- (1) (2) (4) (6) 支出負担行為整理について、今後も発注してから速やかに財務会計システムに入力するよう努めていきます。
- (3) 今後も、必要な数量を適切な手続きで発注するよう努めていきます。
- (5) 今後も、適切な在庫管理と使用実績に対応した購入に努めていきます。

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(3) 人件費</p> <p>事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(1) 非常勤講師 1 名の報酬額が誤って支出されていた。</p> <p style="text-align: right;">(津商業高等学校)</p>
<p>講じた措置</p> <p><b>平成 23 年度</b></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>平成 23 年度定期監査結果報告については、教育委員会事務局各室長、各県立学校長及び地域機関の長あて平成 23 年 10 月 27 日付け文書により、監査の結果及び意見の指摘内容を確認了知するとともに、該当所属については、指摘事項の再発防止や改善などの措置を講じるよう通知しました。また、該当所属以外においても、監査結果における指摘を参考とし、引き続き適正な事務の執行、内部牽制の充実に努めるよう通知しました。さらに、平成 23 年 12 月 16 日に開催された県立学校事務長会全員研修会において、定期監査結果のうち県立学校該当分の内容を精査し、項目別に分類して説明事項を記載した資料を配布し、今後の事務改善の参考とするよう依頼しました。</p> <p>なお、個別の監査結果に対する取組内容は次のとおりです。</p> <p>(1) ただちに歳出戻入を行うとともに、不注意により起こったものであることから、以後決裁において、職員のチェックを強化しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 今年度は、すべて適正に報酬を支払っています。</p> <p><b>平成 24 年度以降（取組予定等）</b></p> <p>(1) 今後もチェックを厳しく行い、不注意によるミスをなくしていきます。</p>

## 監査の結果

## 2 財務等に関する意見

## (4) 財産管理等の状況

財産管理等について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

## ア 財産管理状況

- (1) 廃棄済みの備品が台帳から削除されていなかった。 (経営企画分野)
- (2) 廃棄済みの備品が台帳から削除されていなかった。 (教育支援分野)
- (3) 物品標示票が貼付されていない備品があった。 (教育支援分野)
- (4) 学校用地の一部について、使用にかかる権利関係が未整理で、明確になっていなかった。 (教育支援分野)
- (5) 廃棄済みの備品が台帳から削除されていなかった。 (学校教育分野)
- (6) 「教育財産使用許可（貸付）台帳」が作成されていなかった。 (社会教育・スポーツ分野)
- (7) 毒物及び劇物取締法に基づく劇物の保管場所に必要な表示が行われていなかった。 (埋蔵文化財センター)
- (8) 「教育財産使用許可（貸付）台帳」が整理されていなかった。 (四日市高等学校)
- (9) 物品標示票が貼付されていない備品があった。 (四日市高等学校)
- (10) 廃棄済みの備品が台帳から削除されていなかった。 (四日市南高等学校)
- (11) 毒物及び劇物取締法に基づく毒物・劇物の保管場所に必要な表示が行われていなかった。 (四日市南高等学校)
- (12) 廃棄済みの備品が台帳から削除されていなかった。 (菰野高等学校)
- (13) 廃棄済みの備品が台帳から削除されていなかった。 (石薬師高等学校)
- (14) 廃棄済みの備品が台帳から削除されていなかった。 (津西高等学校)
- (15) 廃棄済みの備品が台帳から削除されていなかった。 (津工業高等学校)
- (16) 物品標示票が貼付されていない備品があった。 (津商業高等学校)
- (17) 毒物及び劇物取締法に基づく毒物・劇物の保管場所に必要な表示が行われていなかった。 (津商業高等学校)
- (18) 廃棄済みの備品が台帳から削除されていなかった。 (白山高等学校)
- (19) 物品標示票が貼付されていない備品があった。 (松阪工業高等学校)
- (20) 毒物及び劇物取締法に基づく盗難防止等の措置が、適切に行われていなかった。 (飯南高等学校)
- (21) 毒物及び劇物取締法に基づく劇物の保管場所に必要な表示が行われていなかった。 (宇治山田商業高等学校)
- (22) 毒劇物の管理について、保管薬品のリストが作成されていなかった。 (明野高等学校)
- (23) 実習船の売却時に不用物品の決定及び処分にかかる手続きを行っていなかった。 (水産高等学校)
- (24) 農薬が薬品庫外にも置かれていた。 (上野農業高等学校)
- (25) 農薬の使用量、残量の記録が適正にされていなかった。 (上野農業高等学校)
- (26) 物品標示票が貼付されていない備品があった。 (木本高等学校)
- (27) 廃棄済みの備品が台帳から削除されていなかった。 (木本高等学校)
- (28) 廃棄済みの備品が台帳から削除されていなかった。 (紀南高等学校)
- (29) 廃棄済みの備品が台帳から削除されていなかった。 (盲学校)
- (30) 毒物及び劇物取締法に基づく毒物・劇物の保管場所に必要な表示が行われていなかった。 (豊学校)
- (31) 廃棄済みの備品が台帳から削除されていなかった。 (城山特別支援学校)
- (32) 毒物及び劇物取締法に基づく毒物・劇物の保管場所に必要な表示が行われていなかった。 (杉の子特別支援学校)
- (33) 教育財産目的外使用許可をしている水道管について、「公有教育財産使用許可（貸付）台帳」に記載されていなかった。 (稲葉特別支援学校)
- (34) 教育財産目的外使用の許可手続きについて、使用許可の更新手続きが行われていなかった。 (玉城わかば学園)

- |                              |             |
|------------------------------|-------------|
| (35) 物品標示票が貼付されていない備品があった。   | (東紀州くろしお学園) |
| (36) 廃棄済みの備品が台帳から削除されていなかった。 | (東紀州くろしお学園) |

講じた措置

**平成 23 年度**

1 実施した取組内容

平成 23 年度定期監査結果報告については、教育委員会事務局各室長、各県立学校長及び地域機関の長あて平成 23 年 10 月 27 日付け文書により、監査の結果及び意見の指摘内容を確認了知するとともに、該当所属については、指摘事項の再発防止や改善などの措置を講じるよう通知しました。また、該当所属以外においても、監査結果における指摘を参考とし、引き続き適正な事務の執行、内部牽制の充実に努めるよう通知しました。さらに、平成 23 年 12 月 16 日に開催された県立学校事務長会全員研修会において、定期監査結果のうち県立学校該当分の内容を精査し、項目別に分類して説明事項を記載した資料を配布し、今後の事務改善の参考とするよう依頼しました。

なお、個別の監査結果に対する取組内容は次のとおりです。

- (1) (2) (5) (10) (12) (13) (14) (15) (18) (27) (28) (29) (31) (36) 既に廃棄処分がなされた備品のうち物品管理台帳から削除されず存在していたものについては、再度対象物品の調査を行い、廃棄済みであることを確認した後台帳から削除しました。また、物品の廃棄にあたっては、台帳からの削除についても確認を徹底することに努めました。
- (3) (9) (16) (19) (26) (35) 対象備品に物品標示票を貼付しました。また、物品の管理状況を的確に把握し、物品標示票が剥がれているものは再度貼付するとともに、新規に購入した備品については速やかに物品標示票を貼付することの徹底を図りました。
- (4) 菰野高等学校の学校用地については、菰野町に対して、地権者からの用地取得の検討を進めるとともに、権利関係の明確化を図るように働きかけました。
- (6) (8) (33) 教育財産使用許可(貸付)台帳の作成及び整理を行うとともに、適切な事務処理を徹底するよう関係職員に周知することや、複数職員による確認を行うなどの取組を行いました。
- (7) (11) (17) (20) (21) (22) (30) (32) 法に基づく毒物・劇物の保管場所に必要な表示を行うとともに、保管薬品を管理するリストを作成し、適正な管理を実施されるよう改善を図りました。
- (23) 事務担当者の知識、経験不足等により不適切な事務処理がなされたことから、財産管理にかかる規則の遵守徹底を図りました。
- (24) (25) 旧上野農業高校の閉校までに不要な農薬類は処分するとともに、それ以外は施錠管理された薬品庫に集約し、使用に際しては庫内備付けの払出簿へと記載するように改めました。
- (34) 起案文書の整理が適切でなかったため、相手方に交付された使用許可書を確認し、再度起案文書の整理を行うとともに、文書の保存に慎重を期すことに努めました。

2 取組の成果

- (1) (2) (5) (10) (12) (13) (14) (15) (18) (27) (28) (29) (31) (36) 対象の備品は廃棄済みであることを確認のうえ台帳から削除し、物品の現品照合についても確認を徹底するなど、物品の適正な管理が図られました。
- (3) (9) (16) (19) (26) (35) 物品標示票の貼付について適切な処理を行いました。
- (4) 菰野町は、当該用地を買い取ることにについて、現在の財政状況から困難であるとしています。
- (6) (8) (33) 適切な事務処理が行われるよう改善されました。
- (7) (11) (17) (20) (21) (22) (30) (32) 保有する薬品の種類及び在庫数量を正確に把握し、保管についても必要な表示を行い適正な管理を行うことができました。
- (23) 財産管理にかかる規則に基づき、適切な事務処理がなされました。
- (24) (25) 伊賀白鳳高等学校においても、旧上野農業高校と同様な取扱いを行うこととしました。
- (34) 簿冊及び起案文書の整理及び保管を適切に行いました。

平成 24 年度以降（取組予定等）

- (1) (2) (5) (10) (12) (13) (14) (15) (18) (27) (28) (29) (31) (36) 今後も、物品の管理状況を適切に把握し、廃棄処分した備品については速やかに台帳から削除することに努めていきます。
- (3) (9) (16) (19) (26) (35) 今後も、物品標示票の貼付について適切な処理を行い、管理状況についても定期的に確認するなど、適切な物品管理を図っていきます。
- (4) 菰野高等学校の学校用地について、無償での借受分は継続するとともに、地権者からの用地取得の検討及び地権者との権利関係の整理に向けて、菰野町と引き続き協議していきます。
- (6) (8) (33) 今後も使用許可にかかる確認を徹底し、規則に基づいた適切な事務処理に努めるとともに、担当者が交代した場合は事務引き継ぎを確実にを行うよう留意していきます。
- (7) (11) (17) (20) (21) (22) (30) (32) 今後も毒物・劇物の保管及び管理について、適正に実施していくことに努めていきます。
- (23) 今後も財産管理については、規則等を順守した事務処理を遂行していきます。
- (24) (25) 農場が縮小されて使用量も減ったことから、今後は必要時に必要量だけを購入し使い切ることで農薬の保管量を漸減させていきます。
- (34) 今後も、適切な事務処理及び文書管理を行うことに努めていきます。

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(4) 財産管理等の状況</p> <p>財産管理等について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>イ 金品亡失</p> <p>(1) パソコンの損傷（修理代 65,100 円）（学校教育分野）</p> <p>(2) カメラの損傷（修理代 19,635 円）（埋蔵文化財センター）</p> <p>(3) 外部侵入者による更衣ロッカー等が損傷したが、金品亡失（損傷）報告書が提出されていなかった。（損害額 90,195 円）（桑名工業高等学校）</p> <p>(4) パソコンの損傷（修理代 21,000 円）（川越高等学校）</p> <p>(5) パソコンの損傷（修理代 21,000 円）（四日市四郷高等学校）</p> <p>(6) パソコンの損傷（修理代 73,500 円）（四日市四郷高等学校）</p> <p>(7) パソコンの損傷（修理代 73,500 円）（四日市農芸高等学校）</p> <p>(8) 公用車の損傷（修理代 15,383 円）（菰野高等学校）</p> <p>(9) パソコンの損傷（修理代 143,800 円）（津東高等学校）</p> <p>(10) パソコンの損傷（修理代 73,500 円）（久居高等学校）</p> <p>(11) パソコンの損傷（修理代 76,650 円）（松阪工業高等学校）</p> <p>(12) パソコンの損傷（修理代 21,000 円）（明野高等学校）</p> <p>(13) パソコンの損傷（修理代 21,000 円）（紀南高等学校）</p> <p>(14) パソコンの損傷（修理代 26,250 円）（豊学校）</p> <p>(15) パソコンの損傷（修理代 99,750 円）（伊賀つばさ学園）</p> <p>(16) パソコンの損傷（3 台 修理代 171,150 円）（書面監査：3 校）</p> <p>(17) 公用車の損傷（1 台 修理代 250,309 円）（書面監査：1 校）</p> <p>(18) パソコンの盗難（1 台 損害額 200,000 円）（書面監査：1 校）</p> <p>(19) 外部侵入者による更衣ロッカー、片袖デスクの損傷（損害額 52,038 円）（書面監査：1 校）</p>
<p>講じた措置</p>
<p><b>平成 23 年度</b></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>「金品の適正な管理について（通知）」（平成 23 年 7 月 28 日付教委第 20-144 号）で、各室長、埋蔵文化財センター所長、各県立学校長あて通知するとともに、県立学校長会議、教頭会議（1 月）において、具体的な件数や事例をあげるとともに金品の適正な管理について、あらためて周知徹底を図ることを依頼しました。また、平成 23 年度定期監査結果報告については、教育委員会事務局各室長、各県立学校長及び地域機関の長あて平成 23 年 10 月 27 日付け文書により、監査の結果及び意見の指摘内容を確認したとともに、該当所属については、指摘事項の再発防止や改善などの措置を講じるよう通知しました。さらに、該当所属以外においても、監査結果における指摘を参考とし、引き続き適正な事務の執行、内部牽制の充実に努めるよう通知しました。</p> <p>なお、個別の監査結果に対する取組内容は次のとおりです。</p> <p>(1) (4) (5) (6) (7) (9) (10) (11) (12) (13) (14) (15) (16) パソコンの損傷については、使用中の不注意により飲料をキーボード上にこぼしたり、蓋閉じの際に物品を端末上に置いてあったことなどより発生したものです。教職員に対しては、日常におけるパソコンの管理及び周辺環境の整理に留意し、パソコン使用中の飲食などに関する注意喚起を行ってきましたが、当該職員に限らず他の職員においても同様の事案が発生する可能性を考慮して、改めて職員会議・文書等で職員全員がパソコンの使用に当たって常に基本的な注意事項を順守するとともに、机上や執務室内の整理整頓に努めることなどの周知徹底を図り、再発防止に取り組みました。</p> <p>(2) 発掘現場などの足場が悪いタワー上での撮影の際には、カメラの置き方や位置に配慮し、必要に応じてロープで固定するなどの対策を講じました。</p> <p>(3) 外部侵入者による更衣ロッカー等が破損した直後に教育財産滅失、き損報告を提出しましたが、知事への金品亡失（損傷）報告書の提出は不要と誤認して提出していなかったものであり、未提出が判明した後直ちに金品亡失（損傷）報告書を提出しました。今後は、管理する物品について、亡</p>

失（損傷）があった場合は、必要な報告を漏れなく行うよう徹底しました。

- (8) (17) 公用車の使用に関しては日常より注意喚起を行っていますが、改めて職員に対して細心の注意を払ったうえで作業、運行等行うよう職員に注意喚起を行いました。
- (18) 商業準備室に保管されていた県有備品のパソコン1台を亡失したものであり、商業準備室は使用時以外は担当教員により施錠されており、宿日直代行員の巡回においても異常がなかった状況の中で、盗難事件が発生しました。今回の事案を受けて、校内の全てのパソコンについて、セキュリティロック設置の有無を確認し、未設置のパソコンについては、ただちに設置しました。また、県の「情報適正管理マニュアル」に従い、適正な物品及び個人情報取り扱いについて、再度、職員に周知徹底を図るとともに、前年度より継続して職員の机の入替えを行い、貴重品の管理及びパソコンを完全に施錠できる体制を整えました。
- (19) 外部からの侵入があった体育教室は管理部署から目の届かないところにあるため、新たに防犯センサーを設置し、今年度から運用を開始しました。

## 2 取組の成果

- (1) (4) (5) (6) (7) (9) (10) (11) (12) (13) (14) (15) (16) パソコンを含めた物品の適正管理について、注意喚起と指導、執務環境の改善に取り組んだ結果、当該校における職員の意識の向上が図られましたが、平成 23 年度においてもパソコンの損傷事案が発生していることから、各所属において全ての職員が適正管理の重要性を再度認識するよう、改めて周知徹底を図りました。
- (2) 会議等の機会を利用し、職員の危機意識向上を図る研修を行った結果、今年度同様の事故は起きていません。
- (3) 物品の管理について職員の理解を図り、適切な事務処理が行われました。
- (8) (17) 事故を契機として更なる注意喚起を行ってきたことから、損傷を生じさせるような事態は発生していません。
- (18) 各職員の1人1台パソコンの適正な管理についての意識が向上し、パソコンにかかる金品亡失の事案は発生していません。
- (19) 以後、外部からの侵入者はなく、金品亡失も発生していません。

### 平成 24 年度以降（取組予定等）

- (1) (4) (5) (6) (7) (9) (10) (11) (12) (13) (14) (15) (16) 平成 24 年度以降も、不注意による損傷が発生しないために、適正な物品管理を徹底するよう、随時、注意喚起を行うように努めていきます。特にパソコンの取り扱い及び執務環境の整理には十分注意を払ったうえで使用するなど、今後も職員に対し県有財産の適正な管理を行うよう周知を図っていきます。
- (2) 今後も損傷事故の発生防止にかかる取組を継続していきます。
- (3) 物品管理にかかる事務について、今後も職員の理解を図り、適切な事務処理に努めていきます。
- (8) (17) 引き続き財産管理について職員が意識して業務を行うよう周知し、作業を行う際には周囲に配慮しながら行うことなどを折に触れて注意喚起を行っていきます。
- (18) 朝の職員打ち合わせや校内インターネット掲示板などで、1人1台パソコンの適正な管理について通知し、周知を図るとともに月1回開催の職員会議において、金品亡失を含めた県費会計の適正な取扱いについて、周知を図っていきます。また、学期に1回、パソコン等物品及びデータの管理状況のチェックシートを全職員で行うことで意識啓発を図り、引き続き県有財産の適正な管理・使用の徹底に努めていきます。
- (19) 不在時や退校時の確実な施錠、防犯センサーの適正運用などを啓発、実施します。



監査の結果

2 財務等に関する意見

(5) 事務管理体制

事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

- (1) 確認不足により歳出戻入を行っていた。(桑名高等学校)
- (2) 誤払いにより歳出戻入を行っていた。(桑名工業高等学校)
- (3) 誤った支出負担行為、支出命令による支払により歳出戻入を行っていた。(川越高等学校)
- (4) 自己検査における物品照合の結果が財務会計システムに登録されていなかった。(四日市南高等学校)
- (5) 誤払いにより歳出戻入を行っていた。(朝明高等学校)
- (6) 自己検査における物品照合の結果が財務会計システムに登録されていなかった。(四日市商業高等学校)
- (7) 二重払により歳出戻入を行っていた。(四日市商業高等学校)
- (8) 自己検査における物品照合の結果と管理状況に不整合があった。(菰野高等学校)
- (9) 自己検査における物品照合の結果と管理状況に不整合があった。(石薬師高等学校)
- (10) 支払い方法の誤りにより歳出戻入を行っていた。(津高等学校)
- (11) 単価誤りにより歳出戻入を行っていた。(津西高等学校)
- (12) 支払対象の確認もれにより歳出戻入を行っていた。(津東高等学校)
- (13) 自己検査における物品照合の結果が財務会計システムに登録されていなかった。(津工業高等学校)
- (14) 請求金額の見誤りにより歳出戻入を行っていた。(津工業高等学校)
- (15) 総務事務システムの入力誤りにより旅費の二重請求があった。(久居高等学校)
- (16) 支払額の誤りにより歳出戻入を行っていた。(白山高等学校)
- (17) 支払先誤りにより歳出戻入を行っていた。(相可高等学校)
- (18) 発注誤りにより歳出戻入を行っていた。(明野高等学校)
- (19) 支払先誤り等により歳出戻入を行っていた。(志摩高等学校)
- (20) 支払先誤り等により歳出戻入を行っていた。(水産高等学校)
- (21) 自己検査における物品照合の結果が財務会計システムに登録されていなかった。(木本高等学校)
- (22) 積算誤りによる過払いにより歳出戻入を行っていた。(紀南高等学校)
- (23) 自己検査における物品照合の結果と管理状況に不整合があった。(城山特別支援学校)
- (24) 自己検査における物品照合の結果が財務会計システムに登録されていなかった。(玉城わかば学園)
- (25) 二重払により歳出戻入を行っていた。(玉城わかば学園)
- (26) 資金前渡通常払にかかる精算が行われていなかった。(東紀州くろしお学園)
- (27) 事務処理誤り等により歳出戻入を行っていた。(書面監査：9校)

講じた措置

平成 23 年度

1 実施した取組内容

平成 23 年度定期監査結果報告については、教育委員会事務局各室長、各県立学校長及び地域機関の長あて平成 23 年 10 月 27 日付け文書により、監査の結果及び意見の指摘内容を確認了知するとともに、該当所属については、指摘事項の再発防止や改善などの措置を講じるよう通知しました。また、該当所属以外においても、監査結果における指摘を参考とし、引き続き適正な事務の執行、内部牽制の充実に努めるよう通知しました。さらに、平成 23 年 12 月 16 日に開催された県立学校事務長会全員研修会において、定期監査結果のうち県立学校該当分の内容を精査し、項目別に分類して説明事項を記載した資料を配布し、今後の事務改善の参考とするよう依頼しました。

教育委員会事務局における取組としては、平成 23 年 4 月 7 日に学校から異動し会計事務の経験がない教員籍の職員向け会計実務研修を、平成 24 年 1 月 16、18 日に出納局職員を講師とした契約事務担当者向けの会計事務研修を実施したほか、出納局会計支援室から定期的に送付がある「相談支援だ

より」について、特に注意すべきポイントを示したうえで事務局内に周知徹底を図りました。また、予算編成及び執行に関する基礎的な知識の向上を図ることにより、会計事務の適正化にとっても有効であると考え、事務局内において「教育費予算編成・執行のための基礎講座」を開催し、予算・支出にかかる具体的な仕組みや事務処理について職員が理解を深めるよう取り組みました。

県立学校への会計事務にかかる支援としては、平成23年4月に開催された県立学校事務長会全員研修会及び県立学校教育事務研究会研修会において、会計事務に関する文例や留意事項をまとめた資料を配布し、適切な事務処理へ活用することを図りました。また、事務職員に対する具体的な支援として、会計事務をはじめとした学校事務全般の情報共有を目的とした「事務提要ウィキ（職員が自由に編集を行い、自己の責任において情報を活用するイントラネット内サイト）」にかかる運営体制及び内容の充実を図るため、県立学校事務長会・県立学校教育事務研究会及び事務局が共同でプロジェクトメンバーの募集を行い、掲載用資料の提供・編集やメールマガジン「ウィキ通信」の発刊など、学校事務に関する情報やノウハウの共有を促進することに努めました。

なお、個別の監査結果に対する取組内容は次のとおりです。

- (1) (2) (3) (5) (7) (10) (11) (12) (14) (16) (17) (18) (19) (20) (22) (25) (27) 事務処理誤り等による歳出戻入については、支払相手先や請求書の内容確認が不十分であったことや、県費負担に関する認識や支出金額の算定方法が誤っていたことなどに起因しています。いずれの事案についても、内容を確認した後に歳出戻入にかかる処理を行いました。今後、同様の事案が発生しないよう複数職員によるチェックを強化するとともに、支出に関して確認すべき情報が適切に関係職員に共有されるよう、確認や連絡を徹底することを図りました。
- (4) (6) (8) (9) (13) (21) (23) (24) 平成23年度から自己検査における物品照合の結果については、財務会計システムへの登録が任意となりましたが、各所属において物品照合を適切に行い、必要に応じて結果を登録することとしました。また、照合結果と管理状況が不整合であった備品については、再度確認を行い、物品管理台帳の整理を行いました。
- (15) 当該年度に導入された不慣れなシステムであったため旅費の二重請求が発生したことから、職員全員に旅費システムの取扱いに関する周知を図り、二重請求等の誤りに留意するよう注意喚起を行いました。
- (26) 資金前渡払の処理を行ったことを失念していたことから精算を行っていなかったため、事実が確認されてから速やかに精算処理を行いました。

## 2 取組の成果

定期監査結果の内容について認識を深め、事務改善とチェック体制の強化に努めることで適切な事務処理の徹底への意識が高まりました。また、「事務提要ウィキ」については、事務職員により学校事務に関して「知りたいこと」「知ってほしいこと」への情報共有が深まるとともに、事務に活用できる資料の掲載を充実させることができました。

- (1) (2) (3) (5) (7) (10) (11) (12) (14) (16) (17) (18) (19) (20) (22) (25) (27) 再発防止に向けて、支出手続き及び内容にかかるチェックを強化した結果、事前に把握できる事案については歳出戻入が発生しないよう改善され、適切な事務処理が確保されるようになりました。
- (4) (6) (8) (9) (13) (21) (23) (24) 自己検査における物品照合を適切に行うとともに、管理状況を把握して適切な事務整理を行うことで、台帳との不整合が生じないようにしました。
- (15) 周知の結果、旅費の二重請求等の不適切な事務処理はなくなりました。
- (26) 毎月、資金前渡払を行った事案の有無を確認し、精算処理を失念することのないよう改善しました。

### 平成24年度以降（取組予定等）

平成24年度以降も、会計事務について適切な事務処理に努めるとともに、県立学校には少人数により会計事務処理を行う所属が多く、きめ細かな支援が必要な状況にあることから、事務局と県立学校が連携してより一層会計事務をさせるための環境づくりへの支援に取り組んでいきます。

- (1) (2) (3) (5) (7) (10) (11) (12) (14) (16) (17) (18) (19) (20) (22) (25) (27) 支出に係る事務について、今後も不注意による事務処理誤りが生じないよう複数によるチェックを徹底するとともに、内容が不明確なまま支払することがないよう確認と情報共有を的確に行い、適切な事務処理を確保するよう努めていきます。
- (4) (6) (8) (9) (13) (21) (23) (24) 今後も現品照合を適切に行い、結果に基づいて必要な事務処理が漏れることのないよう努めていきます。

(15) 今後も職員に対する旅費システムの取扱いに関する周知を心がけ、適切な事務処理に努めていきます。

(26) 支出に係る事務について、チェックを徹底し、適切な事務処理に努めていきます。

<p><b>監査の結果</b></p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(6) 交通事故</p> <p>公用車の交通事故、特に人身事故が発生しているので、自動車の運行管理について十分留意し、今後、より一層職員の安全意識及び県有財産管理意識の高揚を図るなど、発生防止の措置を講じられたい。</p> <p>(1) 物損事故（負担割合：県 20%・相手 80%）（物損額：県 0 円・相手 89,200 円） （経営企画分野）</p> <p>(2) 物損事故（負担割合：県 20%・相手 80%）（物損額：県 40,950 円・相手 128,312 円） （学校教育分野）</p> <p>(3) 人身事故（負担割合：県 100%・相手 0%）（物損額：県 0 円・相手 6,800 円） （治療費等：県 0 円・相手 895,610 円）（伊賀白鳳高等学校）</p> <p>(4) 物損事故（負担割合：県 30%・相手 70%）（物損額：県 42,352 円・相手 29,939 円） （盲学校）</p> <p>(5) 物損事故（負担割合：県 10%・相手 90%）（物損額：県 503,600 円・相手 0 円） （書面監査：1 校）</p>
<p><b>講じた措置</b></p>
<p><b>平成 23 年度</b></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>教職員の綱紀粛正及び服務規律の確保についての通知（7 月、11 月）の中で、交通事故に対する注意喚起を呼びかけ、各校の研修会や職員会議等において全職員へ周知し、その徹底を図ることを依頼しました。また、県立学校長会議や教頭会議、市町等教育長会議において、交通事故の件数や事例をもとに、交通事故防止についてあらためて周知徹底を図ることを依頼しました。</p> <p>なお、個別の事案にかかる取組については下記のとおりです。</p> <p>(1) 職員の綱紀粛正及び服務規律の確保についての通知（7 月、11 月）時に、室内会議において注意喚起を呼びかけ、事故防止の徹底を図ることを確認しました。室員に「交通安全講習」（10 月 20 日に出納局が実施）を受講させるとともに、講習内容について、全室員で共有しました。</p> <p>(2) 毎月 1 回の生徒指導特別指導員本庁研修会において、生徒指導特別指導員に対し、交通事故防止に努めるよう指導するとともに、平成 23 年 10 月 20 日に開催された職員を対象とした交通安全講習を受講させました。また、生徒指導特別指導員が学校訪問等に出かける際には、交通事故防止に努めるよう個々に声かけを行いました。</p> <p>(3) 当該職員が多忙を極める状態で業務を遂行していたこと、また業務上不慣れな公用車を運転せざるを得なかったことなどに起因した事故であることを踏まえ、事故後、当該職員には校長より仕事の方法や公用車使用について、また安全運転について十分注意するとともに、その他の職員に対しても、安全運転と注意義務、また公用車の使用について注意喚起しました。本人も公用車の運転を控えるよう留意して業務にあたりました。その他、各職員の業務内容や分担、担当者等の見直しを図ることとしました。</p> <p>(4) 交通事故防止の取組のため、校長が毎月の職員会議・朝の打ち合わせ等で職員に公私ともに交通ルールや交通マナーを遵守し、交通事故防止に努めるように注意喚起を行いました。</p> <p>(5) 公用車運転開始前のブレーキ、ハンドル等機器の安全点検を実施するよう心がけ、運行に際しては、狭隘な道路や工事中の道路や混雑する道路を避けるなど計画的かつ安全な運行に努めました。また、職員会議等を通じ、職員に対し公用車等の運転には十分注意するよう周知徹底を図りました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>通知や事例紹介をもとに全職員で話し合う機会を持つことによって、安全意識が高揚したと思われ ます。</p> <p>(1) 通知や交通安全講習内容をもとに、全室員で話し合う機会を持つことによって、安全意識等が 高まりました。</p> <p>(2) 取組の結果、平成 23 年度において職員の交通事故は発生していません。</p> <p>(3) 本年度、本人は公用車を運転しないように業務を行い、他の職員においても安全運転、事故防</p>

止に取り組み、公用車による事故は発生していません。また、業務内容や分担、担当者についても見直しを行い、公用車に不慣れな職員が運転しないよう取り組むことができました。

(4) 職員には、交通事故防止に努める意識が浸透してきており、その後、公務中の交通事故は起きていません。

(5) 平成 22 年 7 月 22 日以降、職員の交通事故は発生していません。

#### 平成 24 年度以降（取組予定等）

本年度の取組内容を継続して実施し、機会あるごとに注意喚起することで職員の安全意識及び県有財産管理意識の高揚を図り、教育に対する県民の信頼を確保します。

(1) 引き続きこれまでの取組を実施し、注意喚起を徹底することで職員の交通安全及び財産管理に関する意識の向上を図り、県民の信頼を確保していくよう努めていきます。

(2) 毎月 1 回、生徒指導特別指導員本庁研修会を開催し、生徒指導特別指導員に対し、今後も交通事故防止に努めるよう指導を徹底します。また、生徒指導特別指導員が学校訪問等に出かける際には、引き続き交通事故防止に努めるよう個々に声かけを行い、交通事故ゼロを目指します。

(3) 一層の交通安全の意識及び県有財産管理意識の高揚を図り、事故等の発生防止のための注意喚起を行うとともに、業務内容、人員配置等にも配慮しながら、無理のない計画、業務が遂行できるようにします。公用車の使用についても、運転者が安全を充分確保できる状況にあるかなどを確認したうえで、業務にあたるように指導に努めていきます。

(4) 今後も引き続き、校長より定期的に全職員に対して交通事故防止について注意喚起を行っていきます。

(5) 職員会議等を通じ、運転には十分するよう注意喚起を図ります。

<p><b>監査の結果</b></p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(7) その他</p> <p>(1) 公益法人制度改革に伴い所管法人に対し支援等を行っているが、平成 23 年 9 月 30 日現在で 64 法人が未移行となっている。25 年 11 月 30 日の移行期間までの移行が円滑に進むよう、制度の円滑な運用及び支援に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">(経営企画分野)</p>
<p><b>講じた措置</b></p> <p><b>平成 23 年度</b></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 教育委員会が所管する特例民法法人に対して、移行後の形態や移行時期等を調査し、法人の意向を把握しました。</p> <p>(2) 法人への実地検査時には、個別相談に応じました。</p> <p>(3) 電話、面談、メール等により、随時相談を受け付け、支援しています。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>本年度においては、4 法人が公益財団法人・公益社団法人へ、3 法人が一般財団法人・一般社団法人へ移行する見込みであり、移行に係る事務手続きを進めています。</p> <p>また、10 法人程度が他の制度への移行を前提として、解散に向けて事務手続きを進めています。</p>
<p><b>平成 24 年度以降（取組予定等）</b></p> <p>移行期間までの移行が円滑に進むよう、引き続き、法人の意思を尊重しつつ、法人との連絡を密にし、積極的に支援していきます。</p> <p>また、24 年度以降は、移行手続きに係る相談が多く寄せられることから、組織的に取り組む体制を取っていきます。</p>

<p><b>監査の結果</b></p> <p>2 財務に関する意見</p> <p>(1) 事務管理体制</p> <p>事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適切な事務処理に努められたい。</p> <p>20・21年度の委員にかかる旅費の誤支給があり、雑入で受け入れていた。</p> <p>(海区漁業調整委員会（内水面漁場管理委員会）事務局)</p>
<p><b>講じた措置</b></p> <p><b>平成 23 年度</b></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 出納局主催の会計事務等説明会に参加するなど職員の会計事務に関する資質の向上を図りました。</p> <p>(2) 財務関係の事務処理にあたっては前例にとらわれることなく、改めて会計規則、通達等の根拠も確認し、チェックしています。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 今年度は誤払い等による歳出戻入は発生していません。</p>
<p><b>平成 24 年度以降（取組予定等）</b></p> <p>(1) 引き続き職員の会計事務に関する資質の向上とチェック体制の向上に努めます。</p>

<p><b>監査の結果</b></p> <p>1 事業の執行に関する意見 (職員服務規律の徹底)</p> <p>(1) 平成22年の懲戒処分については、前年から2人増加し3人が処分されており、その内、酒気帯び運転等により2人が懲戒免職処分となっている。</p> <p>これらの事案は警察に対する県民の信頼を著しく損なうものであることから、今後とも、その要因を分析し適確な研修等を実施して、職員服務規律の徹底に一層厳正に取り組まれない。</p> <p style="text-align: right;">(警務部監察課)</p>
<p><b>講じた措置</b></p> <p><b>平成 23 年度</b></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>懲戒処分を実施した非違事案については、その発生原因として、業務管理の不徹底及び業務管理のためのシステムの不具合等がみられたほか、幹部職員による部下職員の身上把握・指導の不十分、若年警察官の倫理意識の欠如が認められたことから、下記施策を推進し、再発防止に努めました。</p> <p>(1) 業務管理のための手続きの改正及びシステムの改修</p> <p>(2) 警察本部の事案に係る担当部門による業務指導及び指導教養の徹底</p> <p>(3) 発生所属に対する特別監察の実施</p> <p>(4) 緊急副署長会議の開催</p> <p>(5) 若年警察官に対する警察学校での呼び戻し教養の実施</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 職責の自覚等幹部職員としての意識の高揚及び業務管理システムの改修等を図り、適正な業務管理を徹底しました。</p> <p>(2) 全警察署に対する業務指導を計画的に実施し、警察署幹部職員の業務管理能力の向上、業務管理システムの不具合の解消を図りました。</p> <p>(3) 発生所属に対し、飲酒運転防止に関する指導・教養の推進状況及び指導・教養の職員への浸透状況を検証し、是正すべき点について確実な改善指導を行いました。</p> <p>(4) 警察署副署長の危機意識を高め、警察署における非違事案の絶無のための取組の一層の推進を図りました。</p> <p>(5) 呼び戻し教養を受講した若年警察官に還元教養を行わせ、事案の危険性及び処分の重大性等についての意識付けが徹底されるなど、全職員の職務倫理意識の向上に努めました。</p> <p>再発防止のための上記等の施策を推進した結果、幹部職員による業務管理の徹底、職員の職務倫理意識の高揚等が図られ、施策推進の一定の効果が表れています。</p>
<p><b>平成 24 年度以降 (取組予定等)</b></p> <p>警察改革の精神を踏まえ、非違事案の絶無に向けた取組を持続的に断行していく必要があることから、下記施策の重点的な推進を図っていきます。</p> <p>(1) 本部各部門による業務指導と監察課が行う随時監察等の連携を強め、実効ある業務管理の推進を図ります。</p> <p>(2) 職務倫理教養を充実させ、職員に自ら考えさせる能動的・参加型の創意工夫を凝らした教養を推進します。</p> <p>(3) 幹部職員による部下職員の身上把握・指導に関する教養を充実するとともに、多角的な身上把握・指導に努めるなど身上把握・指導の強化を図ります。</p> <p>若年警察官による非違事案の未然防止を図るため、警察改革の精神、ポリスマインドの一層の醸成に努めます。</p>



<p><b>監査の結果</b></p> <p>1 事業の執行に関する意見 (交通事故の発生抑止)</p> <p>(2) 平成22年の交通事故死者数は135人で、前年に比べ23人増加しており、また、人口10万人当たりの死者数も、全国ワースト第2位(都道府県別)で、平成21年の全国ワースト第10位から悪化している。</p> <p>今後は、従前の発生抑止策の取組効果を検証のうえ、県内における交通死亡事故の特徴である、高齢者死亡事故が多いことやシートベルト非着用死者が多いこと、飲酒運転事故が後を絶たないことなどの実態を踏まえ、より効果的な発生抑止対策に一層取り組まれない。</p> <p style="text-align: right;">(交通部交通企画課)</p>
<p><b>講じた措置</b></p>
<p><b>平成23年度</b></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 「重点4S対策」の推進 平成22年中の交通死亡事故発生状況は、依然として高齢者の割合が高いほか、飲酒運転、シートベルト非着用など、運転者のモラルに起因する事故が後を絶たない状況にあったことから、引き続き、高齢者事故防止、シートベルト着用促進、飲酒運転根絶及び速度抑制の4対策を重点とする「重点4S対策」を推進しました。</p> <p>(2) 交通安全教育・啓発活動の推進 高齢者等交通弱者の事故防止対策のため、交通安全アドバイザー(民間委託)や交通安全対策サポート隊(緊急雇用)等による参加・体験・実践型の交通安全教育のほか、高齢者交通安全アドバイザー(ボランティア)、交通安全アドバイス隊(緊急雇用)による高齢者宅等の訪問指導活動を強化するなど、教育啓発活動の充実を図りました。</p> <p>(3) 安全・安心な交通環境の整備 子どもや高齢者の事故防止に配慮した、高齢者等感応信号機や学校周辺の通学路における横断歩道等の交通安全施設の整備を重点的に推進しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 信号機 42基(平成23年度)</li> <li>○ 横断歩道 109か所(平成23年度)</li> </ul> <p>(4) 交通指導取締り等の強化 交通死亡事故の特徴である、飲酒運転、最高速度違反等悪質危険違反のほか、シートベルトの着用義務違反の取締りを重点的に推進するとともに、これら違反の危険性等について、具体的な事例を用いた危機意識を醸成するような広報啓発活動を推進しました。</p> <p>また、交通死亡事故抑止のための、人身事故そのものを減少させる取組を重点的に推進し、特に、国道23号を始め主要幹線道路における速度取締りを中心に、積極的な取締り活動を実施しました。</p> <p>2 取組の成果 平成23年中の交通事故死者数は、県警史上最少となる95人(前年比-40人)と大幅に減少したほか、人身事故件数10,420件(前年比-855件)、負傷者数13,813人(前年比-1,065人)、高齢者の事故死者53人(前年比-18人)といずれも減少しました。</p>
<p><b>平成24年度以降(取組予定等)</b></p> <p>1 重点4S対策の継続実施 県内の交通死亡事故の特徴を踏まえ、引き続き「重点4S対策」を重点的に推進し、これまでの取組の定着化と地域の交通事故実態に応じた、きめ細かな諸対策の充実を図ります。</p> <p>2 交通死亡事故等抑止対策の推進 第9次三重県交通安全計画に掲げた「平成27年までに交通事故死者数を75人以下とする」目標実現に向け、交通安全教育、広報啓発活動を始め、交通安全施設の整備、交通指導取締り等総合的な交通安全対策を強化するとともに、関係機関・団体との更なる連携の強化を図ります。</p>

<p><b>監査の結果</b></p> <p>1 事業の執行に関する意見          (検挙率の向上と犯罪の抑止)          (3) 平成22年の刑法犯検挙率は27.7%であり、前年の25.9%から1.8ポイント上昇しているものの全国ワースト第4位(都道府県別)であり、また、依然として凶悪犯罪が後を絶たない状況である。今後より一層、地域や関係機関との連携を密にし、検挙率の向上と犯罪の抑止に取り組まれない。          (刑事部刑事企画課、生活安全部生活安全企画課)</p>
<p><b>講じた措置</b></p>
<p><b>平成 23 年度</b></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p><b>【検挙率の向上】</b></p> <p>(1) 捜査支援システムの整備          県民が不安を感じる凶悪犯罪や侵入犯罪、自動車盗、自動車を利用した犯罪を徹底検挙していくため、平成23年度、新たに4基の車両捜査支援システムの増設をして、初動捜査態勢の強化を図りました。</p> <p>(2) 暴力団総合対策の推進          暴力団からの不当な要求を排除し、県民の安全で平穏な生活を確保し、社会経済活動を健全に発展させるため、平成23年4月に施行となった「三重県暴力団排除条例」を県民、事業者等に浸透させ、その効果が十分に発揮されるよう広報啓発活動等を実施しました。</p> <p>(3) 適正な検視業務のためのCT検査の導入          犯罪死の見逃しを防止するため、捜査第一課検視室の体制充実を図るとともに、地域主幹病院や法医学者等と連携して、死因が不明な遺体や犯罪の疑いがある遺体に対する県費によるCT検査を導入しました。</p> <p><b>【犯罪の抑止】</b></p> <p>(1) 平成23年街頭犯罪・侵入犯罪抑止総合対策の推進          管内の犯罪発生状況をきめ細かく分析した上で、街頭犯罪及び侵入犯罪を抑止するための警察活動を強化するとともに、情報発信活動等を積極的に推進し、地域住民等による自主的な防犯活動の定着化を図りました。</p> <p>(2) 緊急雇用創出事業を活用した「青色回転灯犯罪抑止パトロール事業」の実施          地域住民の安全・安心を図るため、警備業者に委託し、青色回転灯を装備した車両による防犯パトロールやコンビニエンスストア等における駐留警戒及び広報啓発活動を実施し、各種犯罪の防止を図りました。</p> <p>(3) 三重県警察認定「子ども安全・安心の店」の運用          子どもが危険を感じて駆け込んできた場合の保護活動のほか、通学路等における子どもの見守り活動等を行う事業所等を「子ども安全・安心の店」(認定事業所等:51事業所)として警察が認定し、同制度を運用して、地域住民による子どもの見守り活動の活性化を図り、子どもの安全・安心の促進に努めました。</p> <p>(4) 重層的な防犯ネットワークの構築          三重県商工会議所連合会のほか、三重県商工会連合会、住宅メーカーとの間に防犯ネットワークを構築し、相互に防犯情報や犯罪情報の提供を行うほか、安全で安心して暮らせる地域社会づくりの構築を図るため、「犯罪の起きにくい社会づくりに関する協定」等を締結しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p><b>【検挙率の向上】</b></p> <p>(1) 広域・凶悪化、組織化する犯罪に的確に対応するため、犯罪の発生状況に応じて重点を指向し、効率的な捜査活動を強化するとともに、車両捜査支援システムの増設(4基)等を図るなど、初動警察態勢を整備したことにより、平成23年中の刑法犯検挙率が32.4%となり、前年の27.7%から4.7ポイント上昇しました。          一方、凶悪犯は、認知・検挙件数ともに増加し、検挙率は71.6%で、前年に比べて9.1ポイント低下しました。</p>

- (2) 県、市町及び関係機関・団体と連携した広報啓発活動により、施行直後には6%であった条例の周知度が、6か月後の10月には40%に上昇し、「三重県暴力団排除条例」の県民、事業者への浸透に一定の成果が見られたほか、
- ・不当要求拒否宣言の街の設立（4地区）
  - ・公の施設からの暴力団排除措置要綱の整備
  - ・各事業者による暴力団排除条項の整備
- などがなされるなど、暴力団排除機運がかつてないほどの高まりを見せています。  
また、平成23年9月には、条例に基づく排除勧告1件を実施しました。
- (3) 捜査第一課検視室を増員して13名体制に組織を充実し、検視官臨場率が45%になり、前年の32.7%から12.3ポイント上昇させたほか、平成23年中、県費によるCT画像診断（1遺体分）を実施して、犯罪死の見逃し防止に努めました。

#### 【犯罪の抑止】

- (1) 制服警察官や緊急雇用創出事業を活用した警備員による街頭活動を強化したほか、防犯ボランティア団体等地域住民との連携を密にした対策を強化した結果、平成23年中の刑法犯認知件数は、22,215件と、前年比で1,210件（約5.2%）減少しました。

#### 平成24年度以降（取組予定等）

- (1) 初動捜査の高度化、捜査の科学化  
県民が不安を感じる凶悪犯罪や侵入犯罪等を早期かつ徹底して検挙していくため、迅速・的確な初動捜査を行い、現場やその周辺における犯人の確保に努めるほか、現場付近の広範囲にわたる検索、緻密な鑑識活動、捜査情報分析システムの活用など、初動捜査活動の高度化に努めます。  
また、ポリグラフ検査や画像解析など、日々進歩する科学技術を活用した捜査の科学化を図り、これら犯罪の徹底検挙に努めます。
- (2) 緊急雇用創出事業を活用した「特殊詐欺撲滅事業」の実施  
振り込め詐欺や未公開株等の取引を名目とした振り込め類似詐欺事案を撲滅していくため、「特殊詐欺撲滅事業」を活用した。  
・だまされたふり作戦  
・携帯電話など犯行ツールの先制的抑止措置  
などを徹底し、犯人の早期検挙と被害の拡大防止を図ります。
- (3) 暴力団総合対策  
暴力団の壊滅を図っていくため、組織の総合力を結集した集中かつ戦略的な取締りを徹底するとともに、三重県暴力団排除条例を効果的に活用した社会全体での暴力団排除対策を積極的に進めます。
- (4) 平成24年街頭犯罪・侵入犯罪抑止総合対策の推進  
引き続き、管内の犯罪発生状況を詳細に分析した上で、街頭犯罪及び侵入犯罪を抑止するための警察活動を強化するとともに、犯罪情報発信活動等を通じて、自治体、地域住民等による自主的な防犯活動の定着を図ります。
- (5) 緊急雇用創出事業を活用した「青色回転灯犯罪抑止パトロール事業」の実施  
地域住民の安全・安心を図るため、警備業者に委託し、青色回転灯を装備した車両による防犯パトロールやコンビニエンスストア等における駐留警戒及び広報啓発活動を行う「青色回転灯犯罪抑止パトロール事業」を実施し、各種犯罪の防止を図ります。
- (6) 企業等と連携した防犯ネットワークの構築と活用  
犯罪発生状況をきめ細かく分析し、地域住民や事業者に対して、必要な情報提供及び情報共有などができる防犯ネットワークの構築及び既存のネットワークの活性化を図ります。

<p><b>監査の結果</b></p> <p>2 財務に関する意見</p> <p>(1) 収入に関する事務</p> <p>ア 本庁分</p> <p>(ア) 放置違反金等の収入未済額が 49,079,770 円（対前年度比 125.1%）あり、前年度と比べて 9,857,926 円増加しているため、今後、その収入未済額の減少と今後の発生防止により一層努められたい。</p> <p style="text-align: right;">（交通部交通指導課、警務部会計課）</p>
<p><b>講じた措置</b></p> <p><b>平成 23 年度</b></p> <p><b>【放置違反金】</b></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 車両の使用者に対し、放置違反金未納の場合は、車検拒否・車両使用制限命令を受けることがあることを記載した放置違反金納付命令書を発出しました。それでも納付されない場合は、車検拒否・滞納処分（財産の差押え）を行うことを記載した督促状を発出し、放置違反金の納付を催促しました。</p> <p>(2) 督促状によっても納付されない場合は、再度、滞納処分を行うこと等を記載した最終督促状を発出するとともに、専従班により電話又は車両使用者宅を訪問面接して納付の催促をしました。</p> <p>(3) 最終督促状によっても納付されない未納者に対し、専従班により滞納処分を行い強制徴収しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>放置違反金の未済額は、48,231,000 円ありましたが、上記取組等により 13,990,000 円が減少し、平成 24 年 3 月末現在、収入未済額は 39,994,000 円となりました。</p> <p><b>【弁償金】</b></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>公用車の損傷に関し和解が成立した後、債務者が所在不明となり、未収金となったものです。債務者の関係者に対し、電話による催促を複数回実施しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>平成 23 年 7 月に全額（247,800 円）納入されました。</p> <p><b>【退職手当の過払い金】</b></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>退職手当の過払いが判明し、返還を求めましたが相手方が応じないため未収金となったものです。債務者に対し電話及び訪問による催促を複数回実施するとともに、弁護士と相談の上、平成 23 年 9 月会議へ議案（訴えの提起）を上程しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>平成 23 年 9 月、県議会の議案（訴えの提起）の議決前に全額（600,970 円）納入されました。</p> <p><b>平成 24 年度以降（取組予定等）</b></p> <p><b>【放置違反金】</b></p> <p>文書、電話及び訪問等による催促をより強化するとともに、専従班により滞納処分を行い、収入未済額の減少と発生防止に努めていきます。</p> <p><b>【弁償金・退職手当の過払い金】</b></p> <p>引き続き、未収金が発生しないように努めます。</p>

<p>監査の結果</p> <p>2 財務に関する意見</p> <p>(1) 収入に関する事務</p> <p>イ 地域機関分</p> <p>事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(1) 自動販売機にかかる使用料の過納付により歳入戻出を行っていた。 (亀山警察署)</p> <p>(2) 駐在所等光熱水費分担金の計算誤りにより歳入戻出を行っていた。 (津警察署)</p> <p>(3) 被留置者り病受診料過払い金返納処理に際しての事務処理誤りにより歳入戻出を行っていた。 (津警察署)</p> <p>(4) 職員住宅に係る家屋貸下料の調定が遅れていた。 (鳥羽警察署)</p>
<p>講じた措置</p> <p><b>平成 23 年度</b></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) は、指令書作成段階で、誤って使用料を計上したため、過納付となったものです。書類点検を複数で行い、チェック機能の強化に努めました。</p> <p>(2) は、駐在所の電気代私用分の計算を誤ったために、駐在所等光熱水費分担金が過納となったものです。複数職員による書類点検を徹底し、チェック機能の強化を図りました。</p> <p>(3) は、過剰請求に伴う過払いを是正する際、誤って収入として処理したため、歳入戻出となったものです。複数職員による書類点検を徹底し、チェック機能の強化を図りました。</p> <p>(4) は、職員住宅に係る家屋貸下料の調定が遅れていたものです。複数の職員によるチェック機能の確保に努め、内部牽制機能強化を図りました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1)、(2)、(3)、(4)とも、複数職員による確実なチェックの重要性が再認識されるとともに、職員相互間の牽制機能を強化し、適正な事務処理に努めたことで、その後、同様の事案の発生はありません。</p>
<p><b>平成 24 年度以降 (取組予定等)</b></p> <p>引き続き、複数の職員によるチェック機能の確保に努め、内部牽制機能を強化し、適正な事務処理に努めます。</p>

<p><b>監査の結果</b></p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務</p> <p>業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ア 業務委託</p> <p>(1) 【道路交通情報提供業務委託】 執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。 契約履行完了時の確認・検収が不十分であった。 (警務部会計課)</p> <p>(2) 【三重県運転免許センター清掃管理業務委託】 契約履行完了時の確認・検収が不十分であった。 (警務部会計課)</p> <p>(3) 【自家用電気工作物保安管理業務】 契約準備行為を行っているが、執行伺いに「年度開始前の契約の準備行為である」旨の記載がされていなかった。 (いなべ警察署)</p> <p>(4) 【自家用電気工作物の保安管理業務委託】 業務の内容について、入札時の仕様書には記述されているが、契約締結の決裁、及びこれに添付された契約書、仕様書に記述されていなかった。 (四日市西警察署)</p> <p>(5) 【冷暖房設備保守点検業務委託】 再委託の承認にあたって決裁がされていなかった。 再委託の承認にあたってその業務内容が明記されていなかった。 (四日市西警察署)</p> <p>(6) 【合併汚水処理施設維持管理業務委託】 電子調達システムへの入力情報が誤っていた。 (伊勢警察署)</p> <p>(7) 【自家用電気工作物保安管理業務委託】 電子調達システムへの入力情報が誤っていた。 (伊勢警察署)</p> <p>イ 旅費</p> <p>(1) 【航空機搭載装備品等高段階整備講習会】 復命書に用務内容を示す通知等の文書が添付されていなかった。 (生活安全部地域課)</p> <p>(2) 【アビオニクス（航空機用電子機器）基礎講習】 復命書に用務内容を示す通知等の文書が添付されていなかった。 (生活安全部地域課)</p> <p>(3) 【高輝度光化学研究センター研修】 復命書の記載が不十分であった。 (刑事部鑑識課)</p> <p>(4) 【初動捜査の高度化に伴う証拠収集等支援のための画像処理技術研修】 復命書の記載が不十分であった。 復命書に用務内容を示す通知等の文書が添付されていなかった。 (刑事部鑑識課)</p> <p>(5) 【全日本ライフル射撃競技選手権大会】 復命書の記載が不十分であった。 (交通部高速道路交通警察隊)</p> <p>(6) 【22年度中部管区青年警察職員合宿研修】 復命書の記載が不十分であった。 (四日市西警察署)</p> <p>ウ 物品等購入</p> <p>(1) 物品の購入について、重複して決裁が行われていた。 (鳥羽警察署)</p>
<p><b>講じた措置</b></p>
<p><b>平成23年度</b></p> <p>ア 業務委託</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1)は、道路交通情報提供業務の委託に関し、履行確認のための業務報告書の日付が誤っていたものです。 受託業者に対して確実な業務報告について指導するとともに、チェック機能の強化を図りました。</p>

(2)は、運転免許センター清掃管理委託業務の委託に関し、提出される業務日報の記載が不十分であったものです。

業務日報内容の改善を図り、確実な確認検査の強化を図りました。

(3)は、自家用電気工作物保安管理業務の執行伺いに「年度開始前の契約の準備行為である」旨の記載を失念してしまったものです。

書類の点検を複数の者が行い、チェック機能の強化を図りました。

(4)は、自家用電気工作物の保安管理業務委託に関し、契約書等に新たに追加された業務内容の記載が漏れていたものです。

契約書及び仕様書の内容について、複数の職員により確認を行い記載漏れのないようチェック機能の強化を図りました。

(5)は、冷暖房設備保守点検業務委託に関し、口頭で再委託の承認をしてしまったほか、一部再委託を行う業務内容の記載が不十分であったものです。

再委託の承認について、口頭による承認（決裁）ではなく決裁を受け、再委託の業務内容についても明記しました。以後再発防止のため、複数によるチェック機能の強化を図りました。

(6)、(7)は、電子調達システムで開札する際に、予定価格の入力を誤っていたものです。

入力の際には、複数の職員により、書面をよく確認して実施することとしました。

## 2 取組の成果

(1)、(2)、(3)、(4)、(5)は、複数の職員によるチェック機能を強化したことで同種の事案の発生はなくなりました。

(6)、(7)は、電子調達システムを入力する場合、起案書面との整合性を複数の職員により確認することで、同種の事案の発生はなくなりました。

## イ 旅費

### 1 実施した取組内容

(1)、(2)、(3)、(4)、(5)、(6)は、県外で開催された研修や大会に出張した旅行復命書に旅行用務の疎明が不十分であったものです。

職員に対し、確実な記載を徹底するとともに、担当者を始め、複数の職員によるチェックの強化を図りました。

### 2 取組の成果

旅行実績を客観的に示すことにより、職員の意識高揚が図られるとともに、担当者等による旅費支出に係るチェックが強化されるようになりました。

## ウ 物品等購入

### 1 実施した取組内容

(1)は、物品購入伝票の決裁が重複していたものです。職員に対して、関係規定研鑽、指導教養を実施するとともに、複数の職員によるチェック機能を強化しました。

### 2 取組の成果

関係規定研鑽による知識の涵養が図られるとともに、複数の職員によるチェックの重要性が再認識されたことにより、適正な事務手続きが進められています。

## 平成 24 年度以降（取組予定等）

### ア 業務委託

引き続き、履行確認、複数員によるチェック機能の強化を図り、契約業務の適正な執行に努めます。

### イ 旅費

引き続き、職員に対し、確実な記載を徹底するとともに、担当者を始め、複数の職員によるチェックの強化に努めます。

### ウ 物品購入等

引き続き、チェック機能の強化に努め、関係規定に基づいた適正な事務手続きを進めます。

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(3) 人件費</p> <p>事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(1) 通勤手当の通勤経路、通勤距離の認定に疑義があった。 (刑事部 鑑識課)</p> <p>(2) 報償費の誤払いがあった。 (鈴鹿警察署)</p>
<p>講じた措置</p> <p><b>平成 23 年度</b></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1)は、通勤経路、通勤距離の認定に関し、その正否の結果の疎明が不十分であったものです。別途地図等による通勤経路及び通勤距離を確認しました。</p> <p>(2)は、予算区分（国費、県費）を錯誤して支払ったものです。複数の職員によるチェック機能を強化しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1)は、再度、全体を再確認したことにより、手当の認定等に関する重要性を再認識するとともに、チェック体制の強化が図られました。</p> <p>(2)は、複数の職員によるチェック機能を強化したことにより、確認の徹底が図られました。</p>
<p><b>平成 24 年度以降（取組予定等）</b></p> <p>(1)、(2)とも、引き続き、チェック機能を強化し、適正な事務処理に努めます。</p>



監査の結果

2 財務等に関する意見

(4) 財産管理等の状況

財産管理等について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

ア 財産管理状況

- (1) 廃棄済みの備品が台帳から削除されていなかった。 (生活安全部通信指令課)
- (2) 廃棄済みの備品が台帳から削除されていなかった。 (四日市南警察署)
- (3) 行政財産の目的外使用手続きについて、使用許可面積や数量を誤り許可していた。 (津南警察署)
- (4) 職員住宅のプロパン用格納庫の破損について、適切な対応措置が講じられていなかった。 (鳥羽警察署)

イ 金品亡失

- (1) 交通事故自動記録装置の損傷 (修理代 301,350 円) (四日市北警察署)
- (2) 公用車の損傷 (修理代 56,362 円) (四日市南警察署)
- (3) 公用車の損傷 (修理代 47,911 円) (鈴鹿警察署)

講じた措置

平成 23 年度

ア 財産管理状況

1 実施した取組内容

(1)は、現物廃棄の際、物品管理台帳の確認不十分により、同台帳からのデータ削除の手続きが未済となったものです。速やかに複数の担当者により状況と必要な手続きの確認を行い、データ削除の手続きを完了しました。

(2)は、備品管理が財務会計システムによる管理に移行した際、廃棄した備品について不用物品に一括登録したが、指摘された備品に登録漏れがあり、そのままシステム上備品として残ったものです。

同種事案の有無について関係書類の点検と現物確認を実施したところ、台帳未削除となっているのは指摘のあった1件のみでした。

(3)は、建物や電力会社の支柱及び支線にかかる土地の目的外使用許可を行っていた津南警察署につき、庁舎の移転に伴い使用許可面積や支線数に変更されたにもかかわらず、移転後も旧庁舎で許可していた面積や支線数で使用許可を行っていたものです。

年度途中で誤りに気付き、修正しました。

(4)は、職員住宅のプロパン用格納庫の破損、取替を要する点検結果に対して、当該修繕が遅れていたものです。

点検結果を踏まえて、ただちに修繕するとともに、今後、点検結果等で修繕を要する場合は、至急対応することを徹底しました。

2 取組の成果

公有財産の管理に対する意識高揚及びチェック体制を強化し、複数で業務内容等の確認に努めた結果、適正な事務手続きが進められています。

イ 金品亡失

1 実施した取組内容

(1)は、四日市市生桑町交差点に設置の交通事故自動記録装置が、大型トラックによる当て逃げにより損傷したものです。業者に依頼し、修理を行いました。

(2)は、泥酔者を保護する際、泥酔者が暴れてパトカー後部ドアを足蹴りし損傷させたものです。適正な警察業務の遂行に努めるとともに、公用車の管理の徹底を図りました。

(3)は、警察署駐車場に駐車中の公用車のフロントガラスに原因不明のひびが入ったものです。適正な財産管理に努めました。

2 取組の成果

職員の公有財産管理に対する意識が高まりました。

平成 24 年度以降（取組予定等）

引き続き公有財産の管理意識の高揚を図るとともに、定期的な点検、管理など、適正な財産管理に努めます。

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(5) 事務管理体制</p> <p>事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(1) 請求誤りによる旅費の過払いにより歳出戻入を行っていた。(鈴鹿警察署)</p> <p>(2) 金額錯誤による修繕料の過払いにより歳出戻入を行っていた。(鈴鹿警察署)</p> <p>(3) 債権者誤りによる旅費の誤払いにより歳出戻入を行っていた。(鈴鹿警察署)</p> <p>(4) 印刷製本費・委託料等の二重払いにより歳出戻入を行っていた。(津警察署)</p> <p>(5) 誤請求による委託料の過払いにより歳出戻入を行っていた。(津警察署)</p> <p>(6) 金額錯誤による消耗品費の過払いにより歳出戻入を行っていた。(津警察署)</p> <p>(7) 入力誤りによる手数料の誤払いにより歳出戻入を行っていた。(津南警察署)</p> <p>(8) 請求誤りによる旅費の過払いにより歳出戻入を行っていた。(津南警察署)</p> <p>(9) 旅費支給に係る事務取扱の変更について、警察本部との連携が不十分であったため、誤払いが発生し歳出戻入を行っていた。(松阪警察署)</p> <p>(10) 勤務管理表が一部作成されていなかった。(松阪警察署)</p> <p>(11) 消耗品費の誤払いにより歳出戻入を行っていた。(大台警察署)</p> <p>(12) 債権者誤りによる修繕料の誤払いにより歳出戻入を行っていた。(伊勢警察署)</p> <p>(13) 依頼旅費からの所得税源泉徴収もれのため、歳出戻入を行っていた。(伊勢警察署)</p> <p>(14) 債権者誤りによる消耗品費の誤払いにより歳出戻入を行っていた。(尾鷲警察署)</p> <p>(15) 誤請求による使用料及び賃借料の過払いにより歳出戻入を行っていた。(尾鷲警察署)</p> <p>(16) 請求誤りによる旅費の過払いにより歳出戻入を行っていた。(名張警察署)</p> <p>講じた措置</p> <p><b>平成 23 年度</b></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1)は、旅費の行程誤りにより過払いとなっていたものです。 適正な会計手続を指導するとともに、担当者による自主点検を徹底し、複数の職員によるチェック機能の強化を図りました。</p> <p>(2)は、請求書の金額錯誤により過払いとなっていたものです。 適正な会計手続を指導するとともに、担当者による自主点検を徹底し、複数の職員によるチェック機能の強化を図りました。</p> <p>(3)は、債権者コードの入力誤りにより誤払いとなったものです。 適正な会計手続を指導するとともに、担当者による自主点検を徹底し、複数の職員によるチェック機能の強化を図りました。</p> <p>(4)は、公用名刺の印刷代について、財務システムの手続きを誤ったため、二重払いとなったものです。また、被留置者診療費について、相手方からの請求が重複していたことに気づかず二重払いしたものです。 財務システム等の教養を実施するとともに、担当者による自主点検を徹底し、複数の職員によるチェック機能の強化を図りました。</p> <p>(5)は、被留置者診療費について、誤請求があったが、気づかず支払ってしまったものです。 適正な会計手続を指導するとともに、担当者による自主点検を徹底し、複数の職員によるチェック機能の強化を図りました。</p> <p>(6)は、消耗品代について、誤った金額により支出命令したものです。 適正な会計手続を指導するとともに、担当者による自主点検を徹底し、複数の職員によるチェック機能の強化を図りました。</p> <p>(7)は、寝具洗濯手数料について誤った金額で支出したことにより過払いとなったものです。 財務システム等の教養を実施するとともに、担当者による自主点検を徹底し、複数の職員によるチェック機能の強化を図りました。</p> <p>(8)は、出張に関する旅費の支給に当たり、旅行雑費で賄われる東京特別区地下鉄運賃を誤って過払いしたものです。 関係規定の教養を実施するとともに、担当者による自主点検を徹底し、複数の職員によるチェック機能の強化を図りました。</p>
--

(9)は、訓練旅費の支給に伴う事務取扱の変更について、担当者等の認識不足により、誤って旅費を支給したものです。

内部での連携を図るとともに、担当者による自主点検を徹底し、複数の職員によるチェック機能の強化を図りました。

(10)は、勤務管理表の作成について一部整理がされていなかったものです。

担当者を始め、書類審査を徹底する等のチェック機能の強化を図りました。

(11)は、購読料について、請求日を誤った請求書により、支払いをしたものです。

適正な会計手続を指導するとともに、担当者による自主点検を徹底し、複数の職員によるチェック機能の強化を図りました。

(12)は、修繕料の支払いの際、債権者を誤って支払いをしたものです。

適正な会計手続を指導するとともに、担当者による自主点検を徹底し、複数の職員によるチェック機能の強化を図りました。

(13)は、依頼旅費の所得税源泉徴収漏れによるものです。

適正な会計手続を指導するとともに、担当者による自主点検を徹底し、複数の職員によるチェック機能の強化を図りました。

(14)は、消耗品の支出に際し、担当者の財務システム操作ミスにより、誤った債権者に支払ったものです。

適正な会計手続を指導するとともに、担当者による自主点検を徹底し、複数の職員によるチェック機能の強化を図りました。

(15)は、複写機のリース契約に際し、使用枚数の連絡ミスにより誤った請求が行われ、過払いとなったものです。

適正な会計手続を指導するとともに、担当者による自主点検を徹底し、複数の職員によるチェック機能の強化を図りました。

(16)は、目的地の存する地域内で利用した交通費を誤って支給したものです。

適正な会計手続を指導するとともに、担当者による自主点検を徹底し、複数の職員によるチェック機能の強化を図りました。

## 2 取組の成果

(1)、(2)、(3)、(5)、(6)、(11)、(12)、(13)、(15)、(16)については、複数の職員によるチェック機能の重要性が再認識され、適正な事務手続きが推進されています。

(4)、(7)、(8)、(9)、(14)については、関係規定等やシステム操作などの教養により、担当者の知識技能のレベルアップが図られているほか、複数の職員によるチェック機能の重要性が再認識され、適正な事務手続きが推進されています。

(10)については、業務の重要性が再認識され、関係規定に基づいた適正な事務手続を推進されています。

### 平成 24 年度以降（取組予定等）

引き続き、担当者に対して適正な会計手続に関する指導教養を実施するとともに、自主点検を励行し、複数の職員によるチェック機能の充実強化を図り、適正な会計手続を推進します。

## 監査の結果

## 2 財務等に関する意見

## (6) 交通事故

公用車の交通事故が発生しているので、自動車の運行管理について十分留意し、今後、より一層職員の安全意識及び県有財産管理意識の高揚を図るなど、発生防止の措置を講じられたい。

- |           |                   |                                   |           |
|-----------|-------------------|-----------------------------------|-----------|
| (1) 物損事故  | (負担割合：県70%・相手30%) | (負担額：県14,700円、相手84,000円)          | (警察本部)    |
| (2) 自損事故  | (物損額：県17,581円)    |                                   | (警察本部)    |
| (3) 物損事故  | (負担割合：県100%)      | (負担額：相手124,575円)                  | (警察本部)    |
| (4) 物損事故  | (負担割合：県100%)      | (負担額：県122,875円)                   | (警察本部)    |
| (5) 自損事故  | (物損額：県31,856円)    |                                   | (警察本部)    |
| (6) 自損事故  | (物損額：県49,822円)    |                                   | (警察本部)    |
| (7) 物損事故  | (負担割合：県80%・相手20%) | (負担額：県88,546円、相手248,000円)         | (四日市北警察署) |
| (8) 物損事故  | (負担割合：県30%・相手70%) | (負担額：県17,208円)                    | (四日市南警察署) |
| (9) 物損事故  | (負担割合：県10%・相手90%) | (負担額：県8,375円、相手28,366円)           | (四日市南警察署) |
| (10) 物損事故 | (負担割合：県90%・相手10%) | (負担額：県126,000円、相手384,462円)        | (四日市南警察署) |
| (11) 物損事故 | (負担割合：県90%・相手10%) | (負担額：県27,632円、相手82,725円)          | (四日市南警察署) |
| (12) 物損事故 | (負担割合：県20%・相手80%) | (負担額：県20,427円、相手23,881円)          | (四日市南警察署) |
| (13) 自損事故 | (物損額：県92,169円)    |                                   | (四日市南警察署) |
| (14) 自損事故 | (物損額：県73,500円)    |                                   | (四日市西警察署) |
| (15) 物損事故 | (負担割合：県-%・相手-%)   | (相手方国有車両のため、保険対象外であり、負担割合は定めていない) | (津警察署)    |
| (16) 物損事故 | (負担割合：県100%)      | (負担額：県60,112円)                    | (松阪警察署)   |
| (17) 物損事故 | (負担割合：県100%)      | (負担額：県37,464円)                    | (伊勢警察署)   |
| (18) 自損事故 | (物損額：県19,374円)    |                                   | (鳥羽警察署)   |
| (19) 自損事故 | (物損額：県21,797円)    |                                   | (鳥羽警察署)   |
| (20) 自損事故 | (物損額：県229,527円)   |                                   | (紀宝警察署)   |
| (21) 物損事故 | (負担割合：県100%)      | (負担額：県48,853円)                    | (名張警察署)   |
| (22) 物損事故 | (負担割合：県100%)      | (負担額：県118,093円)                   | (名張警察署)   |

## 講じた措置

**平成23年度**

## 1 実施した取組内容

警察の業務は、犯罪捜査、交通取締り等、車両を使用することが多く、警察本部が管理する車両は、年々、増加し、平成24年3月31日現在、四輪車1,001台、二輪車266台、合計1,267台に及んでいます。

また、現場臨場に際して地理不案内の場所や狭い道路を走行せざるを得ない現状にあることなどが公用車の交通事故の発生要因と考えています。

交通事故の防止対策としては、事故の発生実態を踏まえた上で、指導教養を徹底するなど、継続的に事故防止対策を実施しています。

具体的には、

- ・ 運転技能に応じた認定を行う車両運転技能認定制度の運用
- ・ 交通事故を起こした職員を対象に運転適正検査、運転シミュレーター講習等の実施
- ・ 交通事故防止意識の高揚を図るための事故事例を題材にした小集団討論の実施
- ・ 運転技能訓練や同乗者安全誘導訓練等の実施

などの施策を実施しています。

## 2 取組の成果

公用車による交通事故の発生件数は、ここ数年、横ばい傾向で推移していますが、損害賠償額が減少傾向にあり、重大な事故が減少しているものと認められます。

### 平成 24 年度以降（取組予定等）

引き続き、交通事故の発生実態を踏まえた指導・教養を鋭意推進するなど、交通事故防止対策を徹底します。

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(7) その他</p> <p>(1) 公益法人制度改革に伴い所管法人に対し支援等を行っているが、平成23年7月30日現在で7法人が未移行となっている。25年11月30日の移行期間までの移行が円滑に進むよう、制度の円滑な運用及び支援に努められたい。</p> <p>(警務部厚生課、生活安全部生活安全企画課、交通部交通企画課、交通部交通規制課、交通部運転免許センター)</p>
<p>講じた措置</p> <p><b>平成23年度</b></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>公安委員会の所管する公益法人（特例民法法人）は、9法人であり、移行済みの法人を除く各法人に対し、公益法人又は一般法人への移行に向けた指導等を行っています。平成21年度に1法人、平成23年度に1法人がそれぞれ公益社団法人に移行し、残りの各法人がそれぞれ公益法人又は一般法人への移行に向けた準備を行っており、指導・支援等を行っています。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>公安委員会の所管する公益法人（特例民法法人）9法人のうち、平成23年度に1法人が公益法人に移行を完了し、残りの法人も期限までの移行に向け、移行認可申請などが行われています。</p>
<p><b>平成24年度以降（取組予定等）</b></p> <p>引き続き、公安委員会の所管する公益法人（特例民法法人）に対し、新制度への円滑な移行に向けた指導、支援等を行います。</p>